

第4回佐呂間町議会定例会 第1号

令和元年12月17日（火曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 一般質問
- 5 議案第 5号 佐呂間町附属機関設置条例の制定について
- 6 議案第 6号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7号 佐呂間町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 9号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第10号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第13号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第12号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第14号 オホーツク町村公平委員会規約の一部変更について
- 15 議案第 1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第3号）
- 16 議案第 2号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第 3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第 4号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 発議第 2号 第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会設置に関する決議について
- 20 報告第 1号 総務福祉・産業文教常任委員会、議会運営委員会所管事務調査報告について
- 21 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

1番	山内一弘君	2番	高橋紀久君
3番	船木司君	4番	土田剛君
5番	小松正義君	6番	加賀屋修君
7番	佐藤昭男君	8番	但木早苗君
9番	三田真美君	10番	吉野正剛君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川根章夫君
副町長	斉藤裕美君
会計管理者	安藤雅之君
総務課長	深尾毅君
総務課長補佐	渡部りよ子君
企画財政課長	玉井伸一君
企画財政課長補佐	兼平茂雄君
町民課長	中村直樹君
保健福祉課長	武田温友君
保健福祉課参事	斎藤博君
農務課長	安藤誠司君
経済課長	菊地秀喜君
経済課参事	林洋樹君
建設課長	桑島孝之君
建設課参事	鶴田俊洋君
愛の園園長	片岡満之君
保育所長	大谷昭文君
教育長	仲川倫則君
管理課長兼 学校給食 センター所長	谷口義春君
社会教育課長兼 武道館・温水 プール館長	久米修一君
図書館長	志賀克浩君

農委事務局長	安	藤	誠	司	君
代表監査委員	川	又	則	之	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから令和元年第4回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。

本日の欠席及び遅参届け出等の議員はございません。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案14件、議会よりの提出案件、発議1件、報告1件です。

本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。

9月9日、10月10日、11月11日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。

前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、山内議員、2番、高橋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの3日間に決定をいたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申し出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前定例町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、平成25年度から平成29年度に遠軽地区広域組合が実施しましたごみ焼却施設建設事業交付金の返還に係る構成町の負担についてでございますが、昨年実施された会計検査院の実地検査において本事業に係る交付金算定が過大になっているとの指摘を受け、この結果公表により平成25年から平成29年度までの間、循環型社会形成推進交付金を受け整備したごみ焼却施設建設事業のうち、用地造成工事、給水管布設工事10工事、搬入道路舗装新設及びポンプ場建設工事等2工事、計14工事において循環型社会形成推進交付金取扱要領に定められている諸経費率と異なる利率等を用いたこと、また用地造成工事においては交付対象とならない調整池の整備費用が含まれていたことが交付金算定の過大となったものであります。遠軽地区広域組合が算定した14工事における交付対象事業費は4億5,569万2,000円となっておりますが、会計検査院が算定した交付対象事業費は3億8,886万8,000円となり、6,682万4,000円が過大とされ、これに係る交付金相当額2,227万4,000円が過大交付とされ、本町の負担額は436万3,000円であり、今定例会に遠軽地区広域組合負担金として補正予算を提案しておりますので、ご承知願います。

次に、特定非営利活動法人ふれあいinさろまの運営についてであります。町内若佐において福祉事業を展開しているNPO法人ふれあいinさろまの運営について、12月5日、藪理事長ほか2名が来庁し、本年12月27日付をもって事業規模を縮小するとの報告がありました。現在法人が運営する事業は、訪問介護サービス事業、住宅型有料老人ホーム2カ所、安心ハウスのどかと安心ハウスのどかⅡでございます、及びドライブインレストラン街の駅わかさの4事業となっておりますが、このうち安心ハウスのどかⅡの入居者を安心ハウスのどかに集約し、街の駅とともに当面休止した上で、本施設について新たな譲渡先を探るか、他の事業を展開できないか模索するとのことでございます。本施設は、平成21年にのどかⅡを開設するための改修費に対し、また平成30年度にはスプリンクラーの設置費に対し佐呂間町地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金を交付しており、町では施設休止中の取り扱いや交付済みの補助金の返還等について北海道との協議を進めるとともに、継続する事業活動について入居者やその家族に安心して生活いただけるサービスを継続するよう申し入れたことを報告させていただきます。

次に、農業についてでございますけれども、ことしの春は畑の雪解けが例年になく遅く、

まきつけのおくれが心配されましたが、その後は穏やかな天候に恵まれ、災害もなく、作物全体で平年を上回る出来秋となりました。ビートは、根重が平年を上回り、搬出作業は終了しておりますが、糖量につきましては今後の結果待ちとなっております。農産物の販売額全体といたしましては、当初計画13億7,300万円に対し、実績では12%増の15億3,800万円程度となる見込みであります。

次に、畜産関係では、9年連続で乳価は値上げとなったものの、依然として燃油、飼料等の生産資材価格は不安定な状況で、生乳生産につきましては搾乳戸数の減少はあるものの、畜産クラスター事業実施者や規模拡大酪農家が生産を補い、計画どおりの4万8,600トン程度となる見込みであり、今後も安定した生産を期待するところであります。さらに、肉豚につきましては、ブランド豚サロマ豚四軒團を商標登録し、良質な肉豚生産に取り組んでいるところでございます。酪農畜産の販売額では、当初計画8億2,700万円に対し、個体販売価格は軟調に推移したこともあり、実績では8億1,600万円程度となる見込みであります。

農業販売額全体では、当初計画9億6,000万円に対し、実績では計画を0.8%上回る9億7,400万円程度となる見込みであるとの報告を受けております。

次に、漁業についてであります。当初計画1万トンでスタートした外海ホタテ漁業につきましては、最長12月21日までの操業予定で、最終的には1万トンほどの水揚げを見込み、販売価格はキロ単価129円の計画でスタートいたしましたが、高歩どまりにより平均単価180円で取引をされ、販売は順調に推移をしております。養殖ホタテ漁業の生産数量は、ほぼ計画どおりの1,700トンが見込まれており、キロ単価は400円程度となる見込みであります。サケ定置網漁業は、11月18日で終了し、漁獲量は425トンで昨年並みとなりましたが、単価は3割程度下がり、漁獲金額で2億1,200万円と対前年比70%の水揚げ額となりました。このような状況の中、本年の佐呂間漁業協同組合の総水揚げ額は、前年対比107%増の31億円が見込まれるとのことであります。

次に、林業についてであります。町有林につきましては造林事業、下刈り事業など53カ所が完了し、現在除間伐事業1カ所を実施中で、国の補助制度を活用しながら継続的な森林資源の保全に努めております。また、民有林につきましても森林組合が補助制度を活用しながら造林事業、下刈り事業など381カ所を実施しており、民有林の適切な管理育成が進められております。

次に、商工業についてであります。町内での消費拡大を目的に推進されております各種事業につきましても、まずプレミアムつきふるさと商品券につきましては、冬の販売が11月24日から行われております。また、商工業活性化補助金につきましては2件、住宅建設事業補助金につきましては新築3件、増改築17件、トーヨータイヤ販売促進事業につきましては第2四半期まで305本の販売となっており、住宅関連では若干の減少、タイヤ販売促進事業につきましては増加となっており、年度末までにさらに利用を促進し、町内消費活動の活性化につなげることを期待しているものでございます。

次に、公共事業の執行状況についてでございますけれども、本年の工事と委託の事業につきましては、事業件数39件、事業費総額は4億7,300万円の事業が発注され、適時の発注に努めたこともあり、現在までに多くの事業が順調に終了を迎えております。

道営土地改良事業の執行につきましては、水利施設等保全高度化事業若佐地区及びサロマ東部地区の2地区は計画どおり発注され、順調に工事が進められました。

次に、本定例会に提案いたしました提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案14件でございます。まず、予算の補正提案につきましては、令和元年度佐呂間町一般会計補正予算、令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算の4件でございます。次に、条例の制定及び一部改正についてであります。条例の制定につきましては佐呂間町附属機関設置条例の1件であります。条例の一部改正につきましては、佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例、佐呂間町職員定数条例、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、佐呂間町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例、職員の給与に関する条例、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の8件でございます。次に、規約の変更についてであります。オホーツク管内公平委員会規約の1件でございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（吉野正剛君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、回数に制限を設けておりませんが、質問に当たりましては質問要旨を具体的かつ簡明に願いたいと思います。

順番に発言を許します。

5番。

○5番（小松正義君） それでは、先刻より通告しております一般質問に関しまして5番、小松より始めさせていただきたいと思います。

まず、1点目の消費税増税による令和2年度の一般会計、特別会計への影響及び予算編成概要についてを伺うわけでございますが、これにつきましては一応3部門に分かれて質問をさせていただきます。まず、1番目として、消費税の増税後2カ月が経過し、消費経済比率が7%から8%程度国内の状況が低迷している。また、価格上昇が見られている状況下で予算編成への影響があるのか。また、今後の計画事業と財政計画の整合性を見直しなどが必要となるものか伺ってまいります。あわせて令和2年度の一般会計、特別会計の予算編成規模についてをお伺いいたします。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） ご質問の消費税増税による令和2年度一般会計、特別会計予算への影響及び予算編成についてでございますけれども、消費税につきましては平成24年8月の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正により、平成26年4月から税率5%が8%に引き上げられ、翌27年の10月からさらに2%引き上げることで進められておりましたが、その後2度にわたり引き上げ時期が延期となり、4年後となる本年10月から消費税が10%へと推移したところでございます。議員ご指摘のとおり、消費税率引き上げ2カ月が経過し、国内における大きな混乱は聞こえてこないものの、国の増税対策として行われている軽減税率、ポイント還元や低所得者、子育て世帯へのプレミアム商品券発行などの効果に反し、駆け込み需要の影響や増税による消費の落ち込みも予想されたところであり、今後の国内景気の動向に非常に注目をしているところでございます。

さて、議員ご質問の消費税率の引き上げによる予算への影響ではありますが、本町におきましては既に令和元年度予算から消費増税分を見込んでおり、本年10月以降の増税の対象となる経費につきましては税率10%で積算し、予算に反映させているところであり、令和2年度予算からは増税の対象が通年経費となるため、影響は令和元年度予算よりさらにふえることも考えているものでございます。実際の影響額につきましては、現在各課において予算の策定作業を行っている最中でありまして、正確な金額の積み上げはできませんが、平成30年度及び令和元年度予算の状況から概算で推計いたしますと、一般会計の歳出影響額は5,000万円弱程度でございます。また、特別会計では、6特別会計合わせまして歳出影響額は1,000万円程度と見込まれてございます。

また、反動的に歳入の影響もあるわけでございます。一般会計における地方消費税交付金でございますけれども、これまでの消費税率8%では、このうち1.7%が地方消費税として、この2分の1が人口及び従業者に応じて市町村に交付されるものでございまして、消費税率が10%となったことによりこの地方税率も2.2%に引き上げられてございますので、平成30年度の交付額から単純に推計いたしますと、町への影響額は3,000万円程度の増額となるものでございます。また、特別会計におきましては、本年9月に条例改正の議決をいただきました消費税率引き上げによる水道料金及び下水道料金の改定により、年間の影響額として水道料金につきましては240万円程度、下水道料金では100万円程度の収入増と試算しているところであります。このようなことから、消費増税による影響は多少は生じるものの、令和2年度の予算編成において大きく左右されるものではないと考えているものでございます。

また、財政計画についてでありますけれども、当初予算提案時に中期財政推計として当該年度を含めた今後5年間の財政推計をお示ししているところでございますけれども、この推計につきましては前年の決算及び当該年度の予算の状況により毎年度見直しているものでございまして、当然消費増税の影響額も加味されているものでございまして、ただいまご説明のとおり、令和2年度における推計においては消費増税を要因とした大きな見直し等

は生じないものと理解をしております。

次に、令和2年度の一般会計、特別会計の予算編成規模についてでございますけれども、国における新年度予算の概要が明らかになるのは例年12月下旬でありまして、概要が示される前の答弁となりますことをご了解願いたいと思います。政府は、12月5日の定例閣議において令和2年度予算編成の基本方針を閣議決定いたしました。これによりまして日本経済においてはアベノミクスの推進によりデフレではない状況をつくり出す中、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目、実質とも過去最大規模に達し、また雇用所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも高循環の前向きな動きが生まれ始めていると評価してございます。今後も緩やかな回復が続くことが期待される中、消費税率引き上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧復興の取り組みもさらに加速するとしてございます。

このような中で令和2年度の予算編成に向けては、賃上げの流れと消費拡大の高循環、外需の取り組み、設備投資の拡大を含めた事業拡大に向けた取り組みやソサエティー5.0の時代に向けた人材、技術などの投資やイノベーションの推進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取り組みなど、重要な施策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリ張りのきいた予算編成を目指すとしてございます。また、あわせて15カ月予算の考え方で、災害復旧復興への重点支援と東京オリンピック後の経済活力の維持向上を柱として策定されました安心と成長の未来を拓く総合経済対策に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成することも発表されてございます。一方で国、地方の債務残高が膨らみ、国債費が前年度の一般会計歳出予算の総額の2割以上を占めるなど厳しい状況の中、経済再生なくして財政健全化なしなどの基本方針のもとデフレ脱却に取り組みながらも、2025年度の財政健全化目標の達成を目指していることも表明されてございます。昨年6月に示されました経済財政運営と改革の基本方針2018及び骨太2019に基づき、経済財政一体改革を着実に推進し、新経済財政再生計画で定める目標に沿って、国、地方とも引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを進めるとしてございます。このような中、今年夏に示されました総務省の令和2年度予算概算要求の概要では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきまして、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの考えのもと、地方交付税につきましては本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保し、出口ベースで昨年度から6,000億円増となる16兆8,000億円の要求となっております。

本町の財政状況と見通しでありますけれども、歳入では町税が農業、漁業ともに好調を保っており、地方交付税ともに増税が期待されるも、歳出では令和2年度からの非常勤職員の見直しや会計年度任用職員制度の導入に伴い、人件費が確実に増加するとともに、今後とも施設の維持補修費、地方債残額の増加に伴う公債費などの義務的経費が増加し続ける傾向にございます。また、これまでの地方交付税減額の要因は、経常経費比率が3年連続で増加

し、財政構造の硬直化が懸念されていることから、一層健全な財政運営に向けた取り組みが求められているところでございます。

令和2年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、第4期佐呂間町総合計画5カ年実施計画と地方創生総合戦略の最終年度として重点プロジェクトの実行に努めつつ、改めて職員の視点に立ち、コスト意識を保ち、限られた財源と人員の中で最大の事務事業効果を発揮するよう職員一丸となって各種施策に取り組むとともに、国、道などの補助制度の積極的な活用と地方交付税措置が見込まれる起債発行など財源確保に努め、バランスのとれた行政運営に努める考えのもと予算編成を行うものでございます。職員については、今後道路、下水道などインフラ事業の財源確保、さらに消費税の増税に伴う負担増などを見込み、令和元年度の経常経費を上限としてマイナスシーリングを目指すとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、経常経費の削減に努めるよう指示をしているところでございます。

なお、令和2年度は9月1日に私の町長の任期満了を迎えますけれども、当初予算に係る経常費が85%を超えること、また事業の多くが継続事業であることも踏まえ、令和2年度の当初予算につきましては1年間の本予算の編成となることもお伝えをさせていただきたいと思っております。

令和2年度の一般会計と特別会計の予算規模でございますけれども、正確な予算規模につきましては現時点でお示しするものではありませんが、来年度に予定している主要事業を積み上げた概算では、令和2年度一般会計予算の総額は49億から50億程度となる見込みであり、令和元年度当初予算と同規模程度になるものと予想されているものでございます。

なお、令和2年度における予定の主要事業の中身は、深刻化する町の就業者、労働不足を解消するための施策といたしまして、新卒の介護職員の方などに本町に目を向けていただくための単身用職員住宅2棟4戸の整備や町内の建設、土木系技術者を確保するための奨学金制度の創設、また運転手確保のための大型運転免許取得に係る助成制度などを新たに盛り込みたいと考えているものでございます。

次に、特別会計予算でございますけれども、6特別会計の合計は23億程度になる見込みであり、令和元年度当初予算合わせまして若干下回るものでないかと予想しているところでございます。このようなことから、一般会計、特別会計合わせまして本町の令和2年度当初予算では72億から73億程度になるものと予想されているものでございます。

1点目につきましては以上であります。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） ただいま令和2年度に向けての予算編成、それから事業の総額についての説明をいただきました。まず、令和2年度に消費税増税の影響がほぼない状態だということ伺いました。ただ、交付税、増税にかかわっての増税のその交付金はその分の見合いとして負担が約半分程度のものが見込まれているということでの報告でございました。ただ、佐呂間町の事業計画、新たな事業が展開されるということのない状況の中で影響が出

てくるということは、やはり財政に負担がかかってくるのかなど。これからどのような動きになっていくかわかりませんが、先ほど町長が申し上げておりましたとおり、職員の給与体系、それらの見直し、それから事業の見直しというものに積極的にかかわって、この増税分の負担額が影響がこないような政策していただきたいというふうに考えておりますが、令和2年度の佐呂間町の一般会計49億から50億、それから特別会計の今のところの見積もりが23億程度ということで伺っていましたが、特別会計の23億程度ということの減額になっていくということは、これは水道、下水道の事業メニューの減額にまつわっての予算編成なのか、その辺も後で伺いたいと思いますが、一般会計の49億から50億、これが佐呂間町の今のところの財源で行われる予算なのかなど。身の丈に合った佐呂間町の運営、これが果たして将来的に佐呂間町のためになってくるのか。経済というのは、何%でも膨らんでいくと言ったらおかしいですけども、成長率を見なければその町の経済がとまってしまうというような気もしておりますが、この一、二年ちょっと財源的な問題から佐呂間町の計画が停滞しているのだなというふうに思っております。これに伴いまして佐呂間町の基金状況、これについてもあわせてご報告をしていただきたいのですが、基金につきましてはことしの3月の定例で行われました予算の編成の中での取り崩しということでのものがありましたけれども、それ以上に取り崩す理由がございません。ですから、基金につきましても減額が相当なされているということはないはずです。そして、その基金も令和元年の決算の段階で若干でも上乘せがなっていくのかどうか、この辺についても伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今消費税の部分から令和2年度の一般会計、佐呂間町の予算の部分までの言及がきたところでございますけれども、まず消費税の8%から2%増の部分でございますけれども、議員もご案内のとおり、この8%は4年間経験もさせていただきました。上がるのは2%です。これは、消費の動向も含めて、国のほうでは社会保障も含めての全体のほうに回すということであります。したがって、町内の消費の動向につきましては、いろんな施策を講じながら佐呂間で買い物をしていただきたい、こういう意図で活発に展開をさせていただいておりますし、行政の部分につきましては、先ほど言いましたように消費税の工事だとかそういう部分にかかった分は歳入で来ております。実質的な影響については、それは2%上がるわけですからかかるわけでございますけれども、これは私は想定内の範囲ということで今答弁をさせていただきました。

次に、予算規模でございます。49億、50億で、一時建物の増強等々も含めて52億、53億にピークに達したこともありますけれども、町の人口規模、施設の状況等々を考えたときに、私は49億、50億が町の財政を含めてのベストな状況というふうに思っております。ここは、他町から比べて佐呂間の衰退に当たるというような答弁があったわけですが、きめ細かな予算編成をやっておりますので、ほかのまちはまちという形でご理解をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、基金の状況でございます。基金も今現在は当初予算の中で、一般会計の中の普通の会計については約52億3,000万、これが当初予算の編成の中では6億1,300万の支消の予算を組ませていただいたものでございます。49億、50億の中で6億の一般会計の中の基金の予算編成ということでございますけれども、ご案内のとおり6特別会計が20億から23億の中に一般会計からの繰り入れが5億程度予算編成の中にあります。その全てが私はこの一般会計からの基金の繰り入れというふうにご理解をいただきたい。そんな中で、職員はいろんな部分の中で国の等々の努力もしてございます。水道関係については国の補助金、さらに下水道の部分については長寿命化等々の補助金交付等も充てながら、当初予算の中ではそれらを全てが見込まれない部分も計上していて、その後補助金等々の完了によりこの基金が下がっていくという状況でございますけれども、今までみたいにじゃぶじゃぶこの基金がふえるということは、私も想定はしておりません。これはなくなるということではなくて、一時的に資金を潰しながら予算編成をしていくと。この大きな分は地方交付税の分であります。国も大変だというのは私も理解をしておりますけれども、せめて地方交付税を三、四年前のベースに直していただければ非常に助かるなということなのですけれども、これは国があつての町、国があつての地方ということも踏まえて、しっかりこの額は推移を見ながら守っていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

いずれにいたしましても、予算編成厳しいことは皆さんにお伝えをさせていただいております。そんな中で、冒頭お話ししましたように佐呂間町の1次産業を含めて全般的に好調を堅持していただき、その財源を佐呂間町は見込んでの予算編成になることもあわせて報告し、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） 令和2年度の予算の中で、若干関連ということで基金のほうまで説明をしていただきまして、ありがとうございます。この基金につきましても、一般会計の予算が約50億、これが佐呂間町の財政の全て。それに対して基金が同額の約50億。よくここまで佐呂間町の基金が積んだなと感服しているところでございますけれども、ただ基金につきましては多く持てばいいという評価が国からは余り言われたい。ただ、町民、我々から見ますと、この基金というのは佐呂間町の補償なのだろうなと。一般社会に出たときに佐呂間町はすごいなと。一般会計の予算額を常に基金として積んでいくと。佐呂間町はすばらしいなと。これは、やはり佐呂間町の自慢としていくものだというふうに思っております。これは、いずれこの基金が生きたお金に変わっていく時代が来ることを願って、これ以上できないなりに基金の増額を目指していただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、2番目に伺います。消費税の増税後2カ月を過ぎまして、佐呂間町内の消費がどのような状況か関係機関などに聞き取り調査を行って、どういう状況になっているのかということについて伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 答弁をさせていただきます。

本年10月1日より消費税率の改正により、一部軽減税率適用品目を除き税率10%に改定されたところでありますが、この税率改正に伴う消費活動への影響について関係機関であります佐呂間町商工会から聞き取り調査を行ったところ、各商店からの状況報告では大きな影響はなく、販売額ベースで前年同期と大きな変動は見られないとのことでありました。これは2カ月間でございます。また、個別の小売の状況を確認したところでも前年同期とはほぼ同じ販売実績を残しているとのことでありました。また、国における消費動向調査における消費者態度指数においても10月以降回復傾向が続いており、本年6月の状況まで回復しており、持ち直しの動きが見られているという状況でございます。このような消費税率改正に伴う駆け込み需要やこれに続く反動減は、一部高額消費、これは乗用車等々でございますけれども、には見られるものの、本町での多くを占める一般的な日常生活消費活動には影響が少ない、こういうこともあわせて報告は受けてございますので、答弁とさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） 消費税の増税後、佐呂間町の消費流通で余り影響が出てこない。消費税も上乗せになって、2%ですから、そんなに影響は出てくるものではないというふうには感じておりますけれども、ただ私が心配するのは消費税の増税後、増税前かかわらず、佐呂間町の商店関係の流通が低迷していたのかなど。逆に購買力が町内でなくなってしまったのかなどという心配もしてございます。その辺について今後関係機関との協議を重ねながら、状況を見ていただきたいと思いますというふうに考えてございますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 議員ご承知だと思います。今町長のほうからも説明したとおり、基本的には商工会、あるいは地元の商店街に聞き取った中身では、消費税が増税後のこの2カ月間の中でそれほど消費が低迷したということではないということでありまして、町長の答弁もありましたように例えば高額商品といいますか、自家用車ですとか、あるいは家電製品でも割と白物の高いもの、そういったものが消費税前の駆け込み需要で出て行って、結果として消費税が上がった後に冷え込んだというのが報道等で出ておりますけれども、幸いに本町の町の中ではそういう状況ではないということでもありますから、今のところ大きな影響はないのかなど。

それと、例えば地元の商店での食料品、ここは購入しても軽減税率の中で消費税は8%に抑えられているということもあって、地元商店ではそれほど影響はないという分析になっております。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） 今後状況を見ながらいかなければ判断はできないものと思っております。

れども、心配するのはやはり消費の低迷、商店街の人方の努力に報えるようなまちづくりにしていただきたいというふうに希望してございます。

それでは、3番目の佐呂間町は高齢者が多い地域環境ということで、令和2年6月まで継続されている軽減税率及びポイント還元の利用ができない住民が多い中で、救済されるような政策的な構想があるのかを伺いたと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 消費税率改定に伴い導入されました軽減税率は、食料品や新聞など生活に最低限必要な品目について税率を従来の8%に据え置いた措置であります。また、この軽減税率の適用は、商品販売者が消費者から消費税を受け取る際に対象品目に対し計算し、消費者から預かることとなっており、消費者の手続きは一切必要ありません。なお、この軽減税率等は適用期限をかけられておらず、法改正が行われな限り令和2年6月以降も継続されるものでございます。

また、キャッシュレス決済に対するポイント還元につきましては、10月1日から導入され、販売者が中小企業であり、国の認定を受けた場合に対応するクレジットカード、プリペイドカード、電子マネーなどで支払った購入額の2%から5%がポイントとして還元されるものであり、令和2年6月までを期限に実施されるものでございます。このポイント還元対象の小売店は、町内では十数店が認定されており、利用されておるのも現実でございます。キャッシュレス決済の利用状況につきましては、比較的大きな小売店に状況を確認したところ、10月以降全購入者の12%が何らかのキャッシュレス決済を利用しており、この中でプリペイドカードでの利用が最も多く、次いでクレジットカードの利用となっております。利用者の年齢層では、50代から70代がほぼ同率で一番多く、10代から20代は比較的少ないとのことでございます。このように全国平均にはキャッシュレス決済は個人消費の30%程度まで上昇している傾向もありますが、本町においてはまだ低い状況にあります。

さて、高齢者の消費税率改定に伴う救済措置でございますけれども、まず非課税世帯及び子育て世帯を対象にプレミアムつき商品券の販売についてでございますけれども、7月下旬に対象者全員に引き換え券の発行申請に係る案内を差し上げ、10月1日より商品券を販売しております。このプレミアムつき商品券は、2万円を支払っていただくと5,000円分のプレミアム券が付与された2万5,000円の商品券を渡すものでございますけれども、対象者は町内で1,103人でございますけれども、現在まで397人が利用券の発行を受け、そのうち293人分の商品券が販売されております。25%多く消費できるわけでございますけれども、大変お得となっている部分がございますけれども、まだまだ100%に達していない状況がございますので、町のほうでもしっかり宣伝等々を行ってまいりたいというふうに考えてございます。さらに、国では年金受給者で一定以上の所得の方を対象に、年金支給額に月額最大5,000円を上乗せ支給する年金生活者支援給付金が実施されており、これも申請が必要となっておりますので、対象となる方はぜひ手続きを行って

ただきたいというふうに思っております。

このような状況において、高齢者でもキャッシュレス決済を利用していること、加えて2つの救済策により消費税率算定における負担増を上回る給付となっていることから、佐呂間町独自の救済策を実施する今のところ考えはないこともお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

また、20年度より毎年続けておりますプレミアムつきふるさと商品券、これは20%のプレミアムがついたものでございますけれども、今年も2回目を実施され、町内の商工業に大きく貢献されていることもお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） 救済策という言葉が果たして妥当なのかどうかという、言葉に迷いますけれども、国税に対する救済措置が各自治体で救済に当たるということがちょっとまずいのかなという気はします。何か違うなというふうに思いますが、ただ国の還元、軽減税率、それからポイント制度、これが佐呂間町の高齢者の方々が理解ができていないのか、カードの利用、これらについての知識が余りないのかなど。これらもあわせて行政的に事あるごとにそういう宣伝と言ったらですけども、告知をしていただいて私も地域の老人クラブ関係とお話をする中で、老人の方々からポイント還元って何なのだろう、小松さん、どうやって受けれるの、私ももらえるの、いろんなそういう言葉が返ってきます。そのたびに私のほうからそれは誰でも対象になるのですよと。ただ、ポイントにしても何にしても、キャッシュレスにしてもカードが必要ですよと。ただ、そのカードの管理ができなければ、これは使うのは危険ですねと。そして、ポイントにつきましても佐呂間町の今の商店の関係でもってポイント還元が受けれる対象となるお店が余りにもないよと。そしたら、私たちそういうものもらえないのと、かなり心配をされております。こういう方々に対して今町長のほうからふるさと商品券、これらの発行、そういうもので救済と言ったらおかしいですけども、やっていきたいというふうにおっしゃっておりますけれども、ただ今回のふるさと商品券の売り上げの動向を見ていきます、どうしたのだろうと、出足が鈍いなというふうに感じ取ったところもございまして。これもちょっと発行する時期がずれたのかなというふうには感じますが、そういう宣伝が若干欠けていたのかなというふうに感じております。これは、関係機関との協議をしていただいて、今後こういう高齢者の救済と言ったらおかしいですけども、目指して、進んでいただきたいというふうに思っております。その話をちょっと返答いただいて、小松の一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 小松議員の高齢者、浜佐呂間の方々の意見ということなのですが、高齢者の定義自体が今国全体は65歳となっております。先ほど私答弁の中で町内の商品、さらに新聞等々の日常生活は今8%であります。だけれども、プリペイドカードを

持っている方が50代から70代までの方が一番多いのです。これ初めて私も知りました。こういう状況の中で75歳以上の人方、高齢者の人でこのカードを持たなくても町内では従来どおり8%の消費税で僕は買えるから、そういう大きな問題がないということが私のほうに伝わってきたのではなかろうかと、そんなことを感じてございます。

いずれにいたしましても、8%から10%に上がって、その方々は町外等々に行って買い物もするわけであります。町のほうでは、こういう部分で消費税が10%になっても何%か返ってきますよと、この普及については行政ばかりでなくて商工会のほうも挙げてそういう周知もしてございますし、店それぞれがポイントのカードとともにカードをつくると何%の還元ありますよと、こういう宣伝もしているのが事実でございます。これを無理やり引き連れて全員にそういうものを入れると、こういう僕は時代でないような気もいたしますし、あわせまして今プレミアムつきふるさと商品券の販売まで言及をされたところでございますけれども、順調でございます。それは多少の販売の動向、春に5万円のものを6万円にやってしまったために一気になくなってしまって、今回5万円にもとに戻したところでございますけれども、いかんせん20年から消費の動向を含めて人員が減ってございます。その確保が今まで検討されていなかったということも今回判明をいたしましたし、毎年12月に商工会との経営改善普及、さらにはいろんな展開の部分で商工会の役員の方々と町の理事者等々で懇談会も開催をし、年度の締めと次年度に向けての対策の話し合いも行われてございます。こういうことも令和2年の状況にぜひ反映をさせていただきたいということを皆さんのほうにお伝えをし、答弁とさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 5番。

○5番（小松正義君） ただいまの返答いただきました。ここで小松の一般質問終了させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 以上で小松議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番。

○2番（高橋紀久君） 議長のお許しをいただきましたので、またきょうもこの町、佐呂間のためになるよう伺いたいと思いますが、きょうの第4回定例会、理事者の皆さんもご承知のとおり、佐呂間中学校3年生の皆さんがこの町の課題や取り組み並びに行政への理解を

深め、町の未来についての考えを高めるための総合的な学習の一環として傍聴に来ております。そこで、町として、議会として、そして一人の町民として、より一層の教育の充実に貢献できるよう、きょうは彼らも含めた未来の佐呂間町を担う次世代の子供たちに関係深い学校給食のことについて質問させていただきたいと思います。

まず、この学校給食、私が子供のころというのは学校給食というものを経験していないものですから、非常にうらやましい話なのでございますが、この町の小中学校の児童生徒に提供されている学校給食、これまでの町のさまざまな取り組み、平成19年ですか、の開設以来だと思われるのですけれども、それまでの町のいろんな取り組みのおかげで次の世代を担う佐呂間町の子供たちの健やかな成長及び食育という観点から見ても、非常に大事な役割を果たしてきていることと思われまます。しかし、この学校給食でございますが、現在の社会情勢や将来展望、物価の高騰とか増税、少子高齢化、いろいろと問題あります。さらに、今後のこの町の推移、この町も昨年ですか、発表ありました生産人口も減少します。高齢化率も上昇していきますというようないろいろな諸問題を踏まえた中での学校給食に対してのさまざまな課題への考えを質問させていただきたいと思います。

そこでまず、1点目、昨今の原材料等の価格の高騰、それらに係る物流コストの増大並びに光熱費や人件費の上昇など給食に係る費用は以前にも増し、それらの一部に課せられる消費税、先ほども消費税の話、一般質問もあったと思われまますが、そちらも10月より増税となっているかと思われまます。そういう面で、財政的な面で大きな負担がこの町にもものしかかっているのではないかなと思われまます。これら財政面における今年度の学校給食による影響はどの程度であるのか。また、今後の影響はいかほどと考えているのか伺いたいと思われまます。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 議員ご質問の消費税の増税に伴う影響についてお答えをさせていただきます。

この部分につきましては、先ほど小松議員の質問の中に町長のほうから総論と各論等について回答させていただいておりますので、一部重なる部分もあるのかなというふうに思っております。令和元年10月1日から消費税が8%から10%に増税になりましたが、給食の食材費につきましては、標準税率から軽減した税率である8%の消費税が適用となりました。しかし、一部アルコール度数が1%以上のものは軽減税率対象外となり、標準税率の10%が適用されますが、対象となる食材につきましては清酒、ワイン、本みりんなどで、消費税増税に伴う影響は少ないものと思われまます。ただし、食材費に関しては、平成31年4月以降、人件費及び物流コストなどの生産過程で課せられる経常費用の増に伴い、精米、牛乳、冷凍食品、パンなどで価格が上昇したのがあり、さらに調味料に関しても値上がりしているところであります。一例を挙げまますと、消費税が8%となった当時の平成26年と比較して、精米であれば10%、牛乳であれば45%、さらに近年では道産の冷凍ホウレンソウが平成30年度から令和元年度で4%の増となっているところであります。また、食材

以外では、消耗品費、燃料費、光熱水費や委託料などが8%から10%に増税になっておりますが、特に委託料、燃料費、光熱水費において消費税増税の影響を受けており、ご質問にありました消費税増税の影響についてですが、令和元年度予算においては、全体で57万円程度消費税が増額となっているところであります。

今後は、増税となった消費税が通年単位で適用されますので、令和元年度予算をベースに試算をしますと96万6,000円程度の影響となると見込まれますが、この試算は食材費の大部分が軽減税率の対象で推移することで算出をしております。しかし、給食センターは、平成18年に建設以来13年が経過しており、経年劣化に伴う機器や配管などの故障が多くなることが懸念されますので、これら機器の修繕費がふえることも考えられるところであります。今後も経費の節減を心がけ、給食センターの運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今のところ、今教育長から答弁いただきましたが、消費税の影響はさほどでもないということで伺いました。かつこれからまたいろいろと設備の更新かかっていくことかと思われましても、一概に比べることはちょっとできないかもしれませんが、児童生徒1人当たりで考えた給食費のベースというのはやっぱり上がっているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） この分2番のほうで答えようというふうに考えておりましたが、この分については金額ベースで申しますと、この分についても上がってございます。

できればこの点について、全体の回答の要旨にもかかわりますので、2番のほうでさらに答えたいというふうに思っております。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） お心遣いいろいろと大変感謝申し上げます。

まずは、1番の給食費の価格の高騰で上がっているということを聞きました。それらを踏まえた上で、今度続いて2番の質問に入りたいと思いますけれども、それらの高騰を受けた中で、町では4年ほど前ですか、原材料費の上昇などの影響により給食費を一律たしか20円だったと思われるのですけれども、値上げした経緯があるかと思われまします。しかし、その値上げした分は町で負担するという子供を抱えた家庭には従来と同じ負担額、値上げにはなつたのですけれども、従来と同じ負担額ということで、子供を抱えた家庭にはとてもありがたい施策をとってこられたわけでございますが、昨今のさまざまな、先ほどの1番にもつながりますけれども、費用の上昇により食材の工夫などや材料費を抑え続ける努力にも限りがあると感じております。これによって質が落ちてしまったり、内容が下がってしまったらやっぱり本末転倒かと思われまします。また、材料費が上がった分価格を抑えようと栄養士さんもいろいろと頑張っていると聞いておりますが、そちらのほうも献立に頭を悩ませてい

るとも聞いております。それらを踏まえた上で、最近では給食費の値上げを表明した自治体もあると聞いていることもあります。先ほど町長のほうから小松議員の一般質問の中で、よそはよそ、うちのうち、佐呂間は佐呂間という答えもいただきました。しかし、そのような自治体もあるということもあり、それらを踏まえた中での給食費の維持もしくは値上げなどについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 2番の給食費についてご回答したいと思います。

本町の学校給食は、議員もご承知のとおり、平成19年からスタートいたしました。この給食実施に当たっては管内では最後の学校給食としてセンター方式で施設を建設し、学校給食法や食育基本法、食育推進計画に基づき適切な栄養摂取のほか、食生活や食文化への理解を深めることなどを目標とし、年間を通して栄養バランスのとれた献立を計画するとともに、地域の特産品を使ったメニューや季節の行事に合わせた献立に加え、食器も陶器にするなど、またガイドラインに基づいた食物アレルギー除去食にも対応するなど、当時では全道的に先駆けた給食施設として児童生徒においしく安全な給食を提供し、現在も生命、自然、環境、文化やマナーなどを学ぶ食育の役割を担ってきております。

このような中、保護者から負担していただいております本町の給食費は、平成19年の開設以来小学生が220円、中学生、教職員等が260円としてきましたが、食材費の値上がりを受け、平成27年に給食費の改定を行い、小学生は240円、中学生、教職員等は280円とそれぞれ20円ずつ値上げしましたが、児童生徒の値上げ分については平成27年度から子育て対策の一環として町費で負担しており、令和元年度では児童生徒の給食提供数は6万8,200食で、本来であれば給食費は1,728万円、月平均で約144万円となるのですが、この町費負担を行うことにより1,591万6,000円、月平均132万6,000円と136万4,000円が軽減されているところであります。

議員から食材費の上昇などにより、給食費の値上げ等をどのように捉えているのかとのことですが、先ほどの質問の回答でも触れましたが、食材費につきましては価格が上昇しており、特に平成31年4月以降は人件費及び物流コストなどの費用増に伴い、精米、牛乳、冷凍食品、パン、調味料などが値上がりしているところであります。このような中、管内の給食費の動向を調査したところ、平成31年度に料金を改定したのが4町村、令和2年度に給食費を改定する予定の町が現時点で把握しているのは2町村となっております。今後も料金改定を考えている、あるいは決定する市町村もあり得るかもしれませんが、本町においては現在のところ栄養士の献立の工夫などもあり、現給食費、小学生240円、中学生280円で対応しておりますが、今後原材料等がさらに上昇した場合などは給食費の改定も検討しなければならなくなるのではないかととも思料されますが、佐呂間町の未来を担う子供たちのため、さらには子育て支援対策として平成19年度に設定した給食費の単価を基本と考えていることから、今後の児童生徒の上昇分は町費で負担することを考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今教育長のほうからも答弁がありました。今後あるであろう価格の上昇分も町費で負担していくという話を伺ったところでございます。また、それまでの費用の部分もちょっと伺いましたけれども、その分上がった分は町で負担していくことを考えていくということでございますが、その町で負担していこうと考えている部分というのは、現状の1人当たりの給食費、1食当たりの支払い額を抑えたまんまの上がった分を負担していくということか、それかもしくはさらには実質値下げとか、そういうことも考えているのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 先ほどの答弁とも重なりますが、19年の給食費、これを保護者からいただくということでありますので、今後上がっていく分については、この分を超えた分については町費で継続して負担していくということでありますので、提供している児童生徒には消費税の増によってメニューが少なくなるとか、そういうことはないというようなことになるということで考えていただいて結構だと思います。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） まさにそのとおりで、先ほども私のほうから申しましたけれども、上がった分、負担がふえる分、当然材料費を削って抑えていかなければならない。その分内容が下がってしまったら本末転倒だと思われまますので、その点は栄養士さんなり、給食センターのほうと十分に協議した上で、現状維持もしくは現状以上の給食を提供するように頑張っていただきたいなと思っております。

そこで、今の給食費の話にまた戻りますけれども、その中で今値上げした分は、価格の高騰の分は町で負担していくということをさらにさらに伺いましたけれども、ここで皆さんがいろいろと保護者の方もいろいろと検討している、考えているところだと思うのですが、いずれは給食費の無償とかそういうものを検討をしているのかどうか。これから児童数はどんどん正直少なくなっていくのかなと思われまます。その中で、いずれは給食費無償とかそういう考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） この部分については、議員もご承知のとおり、道内、管内等で無償化をしているところがございます。これにつきましては、子育て支援策の一環でということで実施をしてございます。

本町につきましては、この部分については無償にするという考えはございません。先ほど言いましたように無償化ではなくて、町のほうで食材費を負担していくということですので、例えば先ほどの答弁とも重なりますが、これが260円になれば、70円、80円になっていけば当然町の持ち出しがふえるということにもなります。管内の平均でいきますと、町のいただいている給食費は大体内の平均でございます。これより高いところもありますし、安いところもあります。ですから、今言いましたように無償化は考えていないという

こととございますので、町のほうとしては一部負担で皆さんの軽減を図っていききたいということになります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 町のほうで負担をしていただく。保護者の方にとっては、負担が少なくなるというのはもちろんありがたいことですし、それを逆に町のほうと考えたら町のほうの負担が減る、これはまた財政的にもいつかはやはりどこかで無理がくることになるかもしれません。その辺のバランスというのでしょうか、その辺はうまくとっていかねばならない部分があると思うのですけれども、いずれにせよ子供たちのためにいい給食を提供できるよう町と教育委員会としてもいろいろと考えていただき、これからの町を担う子供たちの大事なエネルギー源を確保していただくことを切にお願いしたいと思います。これでまず2番のほうを一旦切りたいと思います。

それでは、続きまして3番目の質問に入りたいと思います。3番目、近ごろは食品ロス、フードロスとか呼ばれていますまだ食べられるのに捨てられてしまうなど、いわゆるもったいないという食べ物に対する取り扱いなのですけれども、食品ロスというものが大きな社会問題となっており、それらの削減についての取り組みが国を挙げて行われているかと思われまます。こちら飲食店などの関係産業のみならず、学校給食においても食品ロスという問題は例外ではないのではと考えております。この中でもいろいろと1人当たりの食べる基準はあるのでしょうかけれども、子供それぞれ食べる適量というのは違うかと思ひます。どの量が適正かというのは人それぞれ違うと思ひますし、気持ち的にやっぱりどうしても足りなくなるよりは少し多目につくってしまうなどもあるでしょうが、そのようなことも踏まえた中での学校給食における食品ロスの現状はどうなっているのか。また、それらについて対策などについてどのように捉えているのか、考えであるのか伺ひたいと思ひます。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 学校給食につきましては、成長期の児童生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての活用が求められております。

学校給食の適正量は、文部科学省の食事摂取基準の推定エネルギー必要量に基づき、1日エネルギー量の33%程度の必要量を計算し、提供していますが、議員のご質問の食品ロスとなる残食の解消に向け、給食センターでは残食の多い学年においては栄養士の判断で提供量に差をつけて提供している事例もあります。例えば小学校の低学年では、給食の量を食べることが出来る児童が少なく、児童生徒一人一人の完食感を達成してもらいたいとの考えや、同じく小学校の高学年で女子の比率が高い場合は、同じ年代の男子と比較すると1日に必要なエネルギー量は少なくなることなどを考慮した取り組みであります。また、各学年においてもそれぞれ給食を残さないように取り組んでおり、私も若佐小学校や浜佐呂間小学校などで児童とともに給食を食べる機会がありますが、全校で給食の完食に向けた取り

組みを行っているのを見ておりますが、この動きは他の学校でも同様に実施していると考えております。学校給食は、子供たちに必要な栄養量や食事内容を考慮して提供されていることから、児童生徒が残さず食べることが大切であり、おいしく魅力ある給食の提供のため児童生徒のアンケート調査を実施し、子供たちの思いを受けとめ、職員一丸となって安全、安心な給食提供に努めているところでありますが、しかしこのような取り組みを実施しても残食は発生しており、特に米飯や野菜は多い傾向にあると思われまます。

なお、食品ロスの具体的な数値がありませんが、給食センターでは学校から戻ってくる給食の残りを脱水機で固形物と液に分離した後、液は浄化装置で処理をし、固形物の部分は業者に処分をお願いしておりますが、直近3年間の4月から11月までの処分量の推移で申し上げますと、平成29年度は2,450キログラム、平成30年度が2,190キログラム、令和元年度が1,790キログラムと減少しているところであります。給食センターでは、1日に必要なエネルギー量と残食が残らないようにとてんびんにかけながら給食のメニューを検討しておりますが、今後は全校、全学年でのバイキング給食の実施や栄養士による食育授業に食品ロスの問題も取り入れたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今聞いたところによると、数字として残っている、固形物にして残っているということで年々減っているということも聞きました。そして、これから取り組みも考えていくという答弁、話も伺いました。その中で、子供たちに残さず食べる、残食をしない、残さないというような指導もしているというふうに伺いましたけれども、最近の教育の中では、一概には言えないのですけれども、完食、いわゆる残さず食べるという考え方も、昔と言うのもなんですけれども、当然いいと思うのですけれども、最近では余りそういうことを無理強いしないのがはやりだ、はやりというのでしょうか、そういうふうにも聞いております。子供たちが逆に給食に対してストレスに感じてしまうことも踏まえた中で、残さず食べるというものを無理強いしないというものも最近では教育として出てきていると思われまますが、そちら教育委員会のみならず、学校の先生方ともいろいろと協議していかなければならないかと思うのですけれども、そちらのほうに関しての残さず食べるというのを無理強いしないという考えに対してはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 今議員言われたとおりでありまして、やはり子供たちが今言いましたように無理をして食べて食事が嫌いになったりという部分がありますので、それは当然のことです。今言いましたように現状でも例えば体調不良だとかそういうこともありますし、子供のその時の、通常は問題ないのですが、給食の時間に近くなったときに体調不良が発生したという場合もありますので、そこら辺については決して完食が全てではありませんし、今言いましたように体調が悪くなったときにはそれは残す指導は当然ですし、それは残しても当たり前だというふうに思っていますし、そういうような部分にお

いて現在小学校なり、中学校で風邪、インフルエンザ等がはやって、そういう場合には残食は多くなるという状況もありますので、今言ったように完食が全てではありませんが、そういう指導も両方あわせてしていかなければいけないということもご承知願いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） ぜひぜひそちら両方を踏まえた上で、いいとこ取りというのでしょうか、その中で子供たちが大きくなってから佐呂間の給食ってよかったよねと思うような、思い出に残るような給食の提供に努めていただきたいと思います。冒頭にも言いましたが、私給食というものを経験したことがないもので、子供の給食のメニュー見るたび非常にうらやましく、何て毎日おいしそうな給食が出るのかなと感じるのも事実でございます。そのようなおいしい給食、子供たちが思い出に残る給食となるように教育委員会並びに学校と一丸となって心がけていっていただければなと思いますので、そちらも全てうまくいくということにはならないかと思いますが、ぜひぜひ頑張るって努めていただきたいと思います。ということで、まずは3番の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、4つ目の質問に入りたいと思います。4つ目の質問でございますが、最近の社会情勢ではどこの業界、ほぼ全ての業界と言ってもいいのではないかなと思われるのですが、人材不足ということで問題になっているかと思われまます。人がいない、人材不足ということでございますが、給食センターのほうも例外ではないのではないかなと感じております。現在は、調理、配送などの業務を外部に委託という形で実施されていると思われまますので、そちらの従業員の雇用の現況はどうなっているのかということも、こちら町で営んでおります特養などもそうだと思うのですけれども、やはり介護士不足、またちょっとジャンルが違うのかもしれませんが、そちらのほうも人がいないということもいろいろと聞いております。ということも踏まえまして、給食センターの従業員の雇用の現況はどうなっているのかということと、また今後の委託しているとはいえ従業員の雇用の対策としてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 人材の部分についてのご質問でございますが、給食センターでは調理、配送などを委託していますレオックと定期的に情報交換等を行っておりますが、同社から本町の施設について人材の不足などの話はなく、最近に従業員も年齢や家庭環境などの自己都合で退職される方もいますが、すぐに次の方が採用されており、委託しています調理や配送業務に支障を来すようなことはありませんし、レオックで雇用している方は長く給食センターで勤務することを想定している方が多いように見受けられております。しかし、少子化により労働人口の減少は、どのまちでも、どの職種、職場でも起こり得ることであり、万が一スタッフの不足が生じ、新たな雇用者について情報提供等を求められましたらしっかりと協力し、安定した雇用体制の継続に協力してまいりたいと考えております。

なお、議員もご承知のことと思いますが、レオックでは日本から世界へ、世界から日本へ

経済人材交流が進む中で、グローバル社会に適応する言語を見つけてもらい、世界で活躍できる人材の育成を目指すために外国での日本語教育事業を展開しており、これによりすぐれた人材の確保に努めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 高橋議員のほうから介護職員の部分も言及されたところでございますけれども、私当時レオックと遠軽厚生病院、佐呂間厚生病院が日総という2つの企業が佐呂間で給食をやっておりました。今になってみて、レオックにプレゼンしてよかったなという部分がございます。これは、今教育長が言いましたようにレオックが世界の中で人材を確保すべく、今現在ベトナムを中心に介護職員の養成も行っているということでもあります。これが達成できるかどうかは今後の話でございますけれども、そちらのほうにも私は手を伸ばさせていただき、レオックの幹部と協議をしていることを皆さんにお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 町長のほうからも今のその外部委託しているレオックさんのいろいろと話を聞き、こちらのほうではまた、済みません、私も勉強不足でしたけれども、介護職のほうも養成しているというのを聞き、大変驚いている次第でございます。そのような中で、ますますそういう職員がふえるにこしたことはございません。

それと、先ほど教育長のほうの答弁からも今のところレオックのほうから人に関する不足の話は聞いていないということも伺いました。そしてまた、今後そういうことがあるとすれば、町としても当然連携して頑張っていくという話も聞きましたが、それにしても先ほど教育長もおっしゃったようにこれからやっぱり佐呂間の人口が減少していくということはどうしても避けられないことかなと考えております。と同時に生産人口も当然減っていくという中で、幾らレオックさんといえども、外部委託している業者さんといえども、なかなか従業員の雇用につなげることがどんどん、どんどん難しくなることが起こり得るかもしれません。そのようなことも想定してなのですけれども、今町のほうでは給食センターのみならず、町で営んでいる、町営でやっている例えば保育所なり、あと特養ですか、独自の調理というものを持っている町営の施設というものもあるかと思われるのですけれども、給食センターとそちら、例えば特養なり、保育所の運営を一緒にするとか、そういう考えというのはあるのかなと。というのは、保育所といえども浜佐呂間と若佐保育所は、佐呂間の給食センターから給食を運んでいるのが現状かと思われまひます。佐呂間保育所のみが独自の自分たちの調理場で調理して、幼児、園児たちに提供しているのかなと思われるのですけれども、そういうものも含めた中で、いずれは給食センターに全て合同にしようとか、そういう考えがあるのかどうかということも伺いたひと思ひます。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 今現在町内の給食調理のある施設、レオックさんに委託している

ところと、今お話あったように保育所は自前で調理をしていくということになっておりますけれども、その中でも例えば特養とクリニックは連携をしていて、特養で副食の中心的なものをつくって、それをクリニックに持って行って、その中で刻み食ですとかそういったものに変えていくということがあったりですとか、あるいは管理栄養士が今1人で特養とクリニックを見てもらっているということで、そういった連携はしております。そこ学校給食が一つになるというのは、ちょっと難しいのではないかなと。学校給食と特養の給食であれば、つくる規模、あるいは食材も当然変わってきますので、それはこのままでいくのかなと。それと、保育所については、基本的には未満児の調理は自前のところでやらなければいけないということになりますから、別に例えばレオックに業務委託をするということができないわけではないと。制度上はできないわけではないのですけれども、当面は今のところ自前の調理員を雇って調理していく。というも保育所については土日ですとか、運動会ですとかお遊戯会ですとかそういった行事があって、そういったところで調理師の方々にもいろいろ活躍をしていただいているということもありますので、これを全て簡単に委託というところはなかなかいけないのかなと、今の現状ではそういう考え方であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） わかりました。委託という形でもとりあえずそういうことは考えていないということも話として伺いました。でも、いずれにしても雇用の問題というのは、ずっとつきまってくる部分があるのではないかなと思われていると思います。

と同時に今現状調理師さんの話も伺いましたけれども、町で今考えている栄養士さんも同じことが言えるのではないかなと思うのです。だから、そちらのほうも踏まえてなのですけれども、町でそういう栄養士さんも育てていくということも必要になってくる部分も当然あると思います。

いずれにしても、子供たちの給食から雇用の問題から全てトータルで考えていくことがこの町のさらなる大きな発展、未来のためにどうしても必要なことではないのかなと思っておりますので、我々大人のみならず、今後佐呂間町を担う子供たちのことを十分に踏まえた中で、給食というものも一つの材料として町の発展のために頑張っていただけたらと思います。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 以上で高橋議員の一般質問を終了いたします。

ちょっと時間が早いのですが、昼食のため13時、午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問を続けます。

8番。

○8番(但木早苗君) それでは、通告してありました一般質問を順次行いたいと思います。

まず、子供の虫歯予防のためのフッ化物洗口の安全性についてであります。虫歯の原因は、生活習慣や食生活などさまざまな要因が考えられます。言うまでもなく虫歯の予防は自己の管理であり、児童においては保護者の責任でもあります。とはいえ、健康な歯は子供たちの成長にとっても大切な要素であり、また80歳になっても20本、いわゆる8020運動と考え合わせると子供のときからの予防対策は重要と考えます。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

まず初めに、佐呂間の子供たちの虫歯の現状と、そこから見えてくる課題があればお知らせ願いたいと思います。

○議長(吉野正剛君) 教育長。

○教育長(仲川倫則君) 議員ご質問の佐呂間の子供たちの虫歯の現状と課題についてのご質問であります。最初に幼児の虫歯の現状等を申し上げます。

幼児につきましては、1歳6カ月健診、3歳児健診時の歯科健診で歯の状態を確認していますが、平成30年度の健診では1歳6カ月児につきましては、受診者24人中、虫歯のある幼児は零人で、過去5年間でも1から2人程度となっており、虫歯のある幼児の割合は3から5%台となっていますが、北海道平均では2%台であることから、佐呂間町の1歳6カ月児は虫歯のある割合が高くなっています。次に、3歳児では、受診者25人中、虫歯のある幼児は4人で、割合は16%となっていますが、平成27年度中の43.8%から27.8%ほど減少しています。また、平成27年度の北海道平均が18%でしたので、比較すると佐呂間町は非常に高い虫歯率でしたが、直近では北海道平均まで下がってきている状況にあります。

このことから、乳幼児期から虫歯予防を行い、生涯にわたり健康な歯を保つことができるように家庭、子供への虫歯予防の意識づけを行うことが重要となっております。本町としましては、9から10カ月児、1歳6カ月児、3歳児健診時に歯科衛生士による歯磨き指導とともに、希望者へのフッ素塗布を実施しており、年6回の赤ちゃん相談でも歯科衛生士の相談日を年2回設け、歯科指導を行っています。さらに、1歳6カ月から3歳未満児には、歯科医院でのフッ素塗布を2回分実施できる無料助成券を、3歳から就学前の幼児にはフッ素塗布6回分の一部助成する券を交付し、乳幼児の虫歯予防対策を実施しているところであります。

次に、児童生徒につきましては、本年度の歯科健診の結果では、小学生は232人中の永久歯で小学生全体では未処置の歯の本数は1人平均0.53本、処置した歯の本数が0.22本です。また、中学生は113人中、全体では同じく未処置の歯の本数は1人平均0.61本、処置した歯の本数は0.86本となっております。さらに、保健所の12歳児の1人平均の虫歯数というデータでは、佐呂間町の子供は0.59本で、管内の各保健所の平均よりも下位で、さらに平成30年度の全国が0.74本、全道が1.20本となっていること

から、本町の子供の虫歯の数は少ない状況にあるとも言えます。

これらのことから総体的には虫歯の罹患者数は少ない状況ですが、しかし個人によっては差異があり、特に虫歯になっている歯が多い子供には進行の進んだ虫歯が見られます。また、小学生は、虫歯がなくてもブラッシングが行き届かなくて歯に歯垢がついていたり、虫歯の原因菌が食べ物に含まれる糖質を使ってできた酸により歯のエナメル質の内部から歯の成分であるカルシウムやリンを溶かし始める状況の脱灰している歯が見られる児童が多く見受けられますので、歯をケアする生活習慣が必要と思われます。なお、この現象は中学生になると少なくなる傾向にあります。

さらに、小学校低学年では、特に奥歯が磨けない児童が多く見られ、磨き残しが歯垢や脱灰につながるとともに、歯列の後ろに永久歯の中で一番大きく、かむ力の最も強い大臼歯、また6歳臼歯とも呼ばれる歯がありますが、この歯の虫歯につながっている状況にもあります。この大臼歯は、かみ合わせの鍵と言われるように歯並びやかみ合わせの基本となるもので、食物をかむ力が一番強い歯でもあります。虫歯になりやすい歯とも言われていますので、日々の予防が重要となっています。また、近年の子供たちは、顎が小さく歯がきれいに並ばない、歯が重なって生えてくる子供も多く、歯磨きが難しく、歯ブラシも困難なことから、虫歯になりやすい傾向も見られるところであります。このことから、初期段階の虫歯の治療等が重要となっていますので、学校から各保護者には歯科健診における歯科医師の指示内容を伝えるとともに、正しいブラッシングの方法を指導し、虫歯の予防、虫歯の早期治療の周知を行っているところでありますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 佐呂間の子供たちは、虫歯の状況は道平均などから見ると少ないということで、まずは一安心ということなのかなというふうに思います。特に乳幼児期にあつては、保護者の方が磨いてあげたり、歯を磨くことを手助けしておりますけれども、児童生徒になると、生徒の段階は自分でもう磨くし、児童になると親の手助けなどというのはなく、自分で歯を磨いていくということから考えると、やはり虫歯になる、なりやすい状況にはあるのかなというふうに思います。ここから見えてくる課題をしっかりと捉えながら、虫歯をつくらないという指導、そういうことがこれからも必要になってくるのかなというふうに思います。

今町は、虫歯予防のために児童生徒にフッ化物洗口を行っております。それで、2点目に入りますけれども、今小中学校で実施されているフッ化物洗口について伺いますが、フッ化物洗口に使われているフッ化ナトリウムは劇物に指定されております。そのため厚労省でもその通達には、フッ化物洗口を行う際には学校医の指示のもと薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理されるようよろしくお願い申し上げますという内容のものが通達として出されています。町にあつては、歯科医院にその薬剤は保管され、歯科医師が調剤したものを教育委員会の職員の皆さんが学校へ届けているということを知りました。

ですので、この薬剤の取り扱いについては、一定程度の安全性が担保されているのかなというふうに考えることができます。

道の手引では、インフォームド・コンセントの必要性が述べられております。安全性や有効性の意見が分かれているもとの、メリットだけではなくて、きちんとデメリットも含めた保護者への説明が不可欠のものと考えます。実際にこのアレルギーなどについても、フッ素アレルギーの事例として新潟大学生実習中毒事故、福岡県の洗口によると思われる舌炎、集団塗布での呼吸困難などが事例として挙げられております。こういうことも考えたときにきちんと保護者への説明をした上での保護者が選択をしていく、こういうことが大事になってくるのかなというふうに思います。それでは、町では、いつ、どのような内容で保護者への説明が行われているのかお尋ねいたします。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 2点目のフッ化物洗口の実施に当たって保護者への説明はいつの時点でどのように行われたとのご質問であります。歯の健康は長寿社会において重要というふうに言われております。フッ化物洗口は虫歯予防も効果が高く、安全であることが科学的、学術的に保障されており、WHO、世界保健機構、それからFDI、国際歯科連盟、厚生労働省、日本歯科医師会や日本歯科医学界、日本口腔衛生学会、日本小児科歯科学会などの専門機関、専門団体も一致して利用を推進しており、北海道でも北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に効果的な歯科保健対策として小中学校におけるフッ化物洗口の推進が盛り込まれており、道教委でも虫歯予防のため学校におけるフッ化物洗口を積極的に推進しており、町といたしましても小中学校のフッ化物洗口の実施に際しましては、平成24年12月27日に全校の教職員を対象とした説明会を、翌平成25年1月27日には小中学校の保護者を対象に説明会を開催し、オホーツク教育局、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室及び紋別地域保健室のご協力を得ながら、目的や実施方法のほか安全やリスクについても説明を行って、小学校では平成25年2月から、中学校では平成26年3月から導入をしているところであります。また、先ほどの質問でも触れましたが、幼児の健診時においてもフッ素塗布及びフッ化物洗口の説明を保護者の皆様に実施しているところであります。

なお、議員のご質問にフッ化ナトリウムは劇物に指定とありますが、劇物とは一般に毒物及び劇物取締法によって指定されているものをいいますが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、旧薬事法上の劇薬と全く異なる分類であり、洗口液のもととなるフッ化ナトリウム試薬は毒物及び劇物取締法によって指定されている劇物には該当はしません。さらに、洗口に用いられる溶液は粉末を水で溶解し、フッ化物濃度が0.09%、1%以下となることから劇薬指定から除外されております。同様の例にカフェインがあり、高濃度では劇薬指定となりますが、例えば市販のドリンク剤のカフェイン濃度は0.5%程度の正規品が多く、2.5%以下の濃度から劇薬指定から除外がされています。しかし、粉末状態の試薬は、その性質自体は薬事法上の劇薬に相当することから、より安全に管

理、実施するため、本町では町内の歯科医院で試薬を厳重に保管し、また溶解作業も歯科医の指示のもと歯科医院において実施しているところであり、またフッ素はスプレーや泡状歯磨き剤、ペースト歯磨き剤などにも使用されていることはご承知のことと思います。

学校は、心身の発育、発達の段階にある子供が教育や体験を通じて人格の形成をしていくとともに、健康づくりの基礎的な素養が培われる場でもあります。現在の我が国は、世界に冠たる長寿国であります。さらに寝たきりなどの状態を防止し、生涯にわたってセルフコントロールを可能とする健康寿命の延伸が求められており、学校における適切な学習や指導による健康感の育成と健康行動の確立が重要となっています。しかし、一般に健康そのものに対する興味や認識が低い子供に病気の実態や病気の予防などを理解させることは容易でなく、鏡を見ることによって体の状態や変化を直接観察することができる歯や口は極めて貴重な教材となり得ます。歯に歯垢、プラークが付着して発生した歯肉炎は、適切な歯磨きで短期間に改善できますが、放置すれば虫歯になり、治療が必要となるような要観察の歯も適切な歯磨きや、間食の摂取など生活習慣の改善で進行をとめることができます。このような経験は、自分の体は自分で気をつけて、大切にすれば応えてくれるという極めて重要な実感を与えてくれ、さらに口腔及び唇、歯や顎などにつくられる形態とその機能を総称した口は健康と深くかかわるとともに、人間生活の豊かさに直接関連する器官とも言えます。人の生涯にわたる健康づくりは、乳幼児期のようにみずからの健康がおおむね保護者等の手に委ねられ、管理されている時期から成人期以降のみずからの志向、判断による意思決定や行動選択による自立的な健康づくりへと移行し、その大切な転換期が学齢期であり、学校における健康教育のあり方が一生の健康づくりの方向や質を決定するとも言え、学校における健康教育を重視する必要がありますので、その一環としても子供たちがみずからの歯を守るため行うフッ化物洗口は、健康教育の重要な位置づけにあるとも考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 町ではいつ、どのような内容で保護者への説明を行っていますかというふうにお尋ねしたのですが、そここのところの答弁というのはどうなっていますか。先ほど平成24年に教職員へ、平成25年には保護者へきちんと説明をし、フッ化物洗口の導入をした、そういうふうな導入する時点に当たっての説明は行われたようではございますけれども、その後毎年保護者の皆さんに洗口する、同意するか、同意しないかという調査をしているのであれば、きちんと保護者への説明は毎年行われているのかなというふうには私は思っているのですが、いつどのような内容で、どの時点で説明を行っているのかお答え願いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 今言われた部分に関しては、さきに児童生徒の実施するか否かの部分については但木議員にも資料を渡したと思いますが、同意を毎年各家庭からとってございます。ただ、毎年度その対象者に説明をしているのかというふうになると、それについ

ては当然最初に説明しているということがありましたので、その分は説明をしております。ただ、現在教育委員会として考えているのは、今年度は来年度入学する子供の就学健診のときに、令和3年度から入学する子供の保護者にそういうことを説明して進めようというような考えではありません。ただ、今言いましたように今継続されている子供たちの保護者に対して毎年説明をする考えはございません。

その当時に説明した内容については、さっき言いました部分と重なりますが、実施に当たってどういうふうにするのだというような内容であります。例えば子供が過って飲んだ場合のときのことだとかそういうようなことが言われて、それだとか配管にそのうがい薬をうがいたものを投げたときにどうなのだというような内容の質疑が出ております。この部分についてももう議員もご承知のことと思いますが、この部分については例えば過って飲んだ場合についても一度に六、七人分を間違っただけは安全だということであり、うがい物をこの後にも説明いたしますが、本町にあっては直接排水溝に流すようなことはしておりませんし、あと考えられる細かい部分についてもそのときに保護者、教職員に対しては説明をしております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） それでは、小中学校の間に説明を受けるのは、9年間の間に保護者が説明を受けるのは1回だけということになります。本当にそれいいのでしょうか。町は、これは絶対安全なものだというスタンスで保護者へ説明していると思うのですが、でも安全性とそうではないという考え方もある一方、きちんと保護者にはこういうことがありますよということは正しい知識、両方の情報というものを知らせ、その上で保護者が選択していくということがやっぱり必要なのではないかなと思うのです。今の時代アレルギーの子が多くなったり、さまざまな身体的なトラブルを抱えている子がふえてきています。その子供たちが本当に町が言うように安心してこの虫歯予防のフッ化物洗口をやるのであれば、きちんと情報を知らせ、その上で保護者が判断していく、そういうことがやっぱり大事なのではないかなというふうに思います。9年の間に1回の説明で保護者の方々が全部そのフッ化物洗口の内容について覚えていられるのかどうか、そこのところもちょっと疑問に思います。町が出しているこの同意書の内容を見ても余りにも簡素で、親がきちんとどちらを選ぼうかというような内容ではないような気がするのです。やっぱり情報というものをきちんと保護者に出していただきたいなというふうに思います。

それで、令和3年度から新年度に説明会を行うという予定でいるということではありますが、それは毎年新年度にというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 先ほども言いましたように新入学児童就学時健診のときに、佐呂間町がやっているフッ化物洗口の内容をそのときに新入学児童の保護者が集まりますので、説明をしたいなというふうに考えておりますし、先ほども申しましたようにフッ化物洗口

につきましては幼児期にもそういう説明をしておりますし、さらに今いろいろフッ化物につきましては、こういう時代ですので、いろいろな情報が出ております。そういう中でも保護者は情報を得ることはできるというふうに考えておりますが、うちのほうといたしましてはその新入学児童の就学時検査のときに再度説明をしたいというふうに考えています。それで2回ということになるかと思えます。

それと、細かい話で言いますが、アレルギーの部分についてもこのフッ化物で発生したというようなことの情報は把握をしてございません。これにつきましてもフッ化物洗口が行われるようになってから40年以上が経過をされておりますが、通常のアレルギーにつきましては、アレルギーなどを起こす原因はたんぱく質が原因というふうに言われておまして、このフッ化物につきましては無機質でありまして、理論的にもアレルギーの原因物質となる可能性は非常に低いというふうに言われております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 保護者への説明の内容に関しては、これまでどおりのものを続けていく。デメリットがあると思われる部分についての説明は行わないスタンスでいくということでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） この部分については、当然先ほど言いましたようにフッ化物の洗口につきましてはいろいろな情報が出ております。そういう中で、我々のほうとしてもやはり我々の中ではこれが将来にわたって虫歯を防ぐ一番いいものだというふうに理解しておりますし、その中で保護者の中から例えば今但木議員が言われたような心配事があるのであれば、質疑応答の中で答えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） これまで長いことやっていて、保護者の方たちからいろんな疑問も示されていないということではありますが、今この情報社会の中にあるわけですから、保護者の皆さんが調べろ、調べることもできるだろう、だから調べなさいで、本当にそれでいいのかなというふうにも思います。前に10月だったでしょうか、紋別のお母さん方がこのことへの安全性について教育委員会に要望書を出したという新聞記事も見ました。そういう情報の情報が今ようやく保護者の皆さんたちにも知れ渡るようになったのかな、それでそういう心配を抱く保護者の方が要望書を上げてきたのかなというふうにあの新聞記事を見て思ったわけですがけれども、一方的な情報だけではそういうことすらも疑わないということになっていくのではないかなというふうに考えるわけでありまして。このフッ化物の使用につきましては、WHOでは6歳未満の子には使わないようにというふうにも言われております。やはりそこにはさまざまな小さい子への影響は考えられているからだというふうに思います。ということは、幾ら薄めて安全なものにしていても、そしてすぐにいろいろな

状況というのは体にあらわれてこないにしても、やはりきちんとした情報をこれからも提供していただきたいというふうに思います。

それで、先ほど教育長の答弁の中にも触れられていましたけれども、2番目のフッ化物洗口による健康被害や誤飲等の事故はないというふうに聞いております。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういうことがあってもすぐに症状が出てくるわけでもありませんが、万が一のとき何かそういうことが起きたときの責任というのはどこにあるということになりますでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 3番目の答弁に入る前に、先ほど紋別の話がございましたが、紋別市につきましては今年度から実施ということでありまして。出されていた部分は、ことしの12月から市内の大規模校に実施するというところで、先ほど言いました導入に当たっての説明会でそういう話をして、そういうような要望書が出されたというふうに聞いております。ほかの部分については、紋別市内も幾つか学校がありますが、そこについては先行実施をしているというふうに聞いてございます。

それでは、今言われましたフッ化物洗口に当たっての本町の内容をご説明をいたします。実施内容のほうの細かい部分になろうかと思っております。フッ化物の洗口の実施に当たりましては、先ほどの質問でも触れましたが、フッ化ナトリウム試薬を学校歯科医が保管するとともに、歯科医が洗口の濃度に溶解し、その洗口液を定量供給する専用のディスペンサーつきポンプに分注をしております。その分注ポンプを教育委員会職員が各学校に届けた後、各学校では校長室などの冷蔵庫で保管された後、子供たちのフッ化物洗口の実施となりますが、洗口の実施日や時間、学級単位で行う、または全校で行う等実施方法は各学校で違いますが、全ての学校で教職員が子供たちを指導しながら実施をしております。

なお、フッ化物洗口の実施方法ですが、所定の時間に洗口液の入ったポンプと紙コップ等を用意し、紙コップに洗口液10ミリリットル、このディスペンサーつきポンプ2プッシュを注ぎ入れ、1分間のぶくぶくうがいをします。このとき音楽を流して1分間を子供たちに知らせるなど、各学校で工夫しているところであります。そのうがいが終了しましたら、先ほども言いました各自の紙コップに洗口液を吐き出して、ティッシュに吸わせ、紙コップと一緒に透明のビニール袋に入れ回収し、燃えるごみとして廃棄をしております。その後、ボトルを教育委員会、そして教育委員会から学校歯科医に戻し、洗浄し、保管してもらっています。このように実施に当たっては、必ず担任等の大人が指導して行って事故防止を図るとともに、毎年保護者に意向調査を実施し、希望する子供だけ実施はしているところであり、令和元年度の実施率は小学校で231人中184人の79.7%、中学校では117人中93人、79.5%、全体で277人、79.6%の児童生徒がフッ化物洗口を行っているところであり、さらに平成31年3月末で179市町村中163市町村の685校でフッ化物洗口が実施されているところであります。

議員から万が一のときの責任の所在はどこになりますかとのご質問ですが、フッ化物洗

口は定められた実施手順で実施すれば、有害作用は起こることはありません。万が一有害作用が発生した場合は、他の公衆衛生事業と同様に国、道、実施主体である佐呂間町などそれぞれの立場においた責任があると考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 今のところさまざまな健康被害や誤飲等の事故がないというところでは安心してはおりますけれども、万が一の責任の所在というところで質問しました。それぞれ実施をしている国や道や町が責任を負うということを今答弁をいただいたところであり、万が一がないようなことを願うだけではありますが、しかし100%大丈夫ということもないのが今の世の中の常かなというふうに思いますので、これからもきちんと安全性を担保しながら、子供の虫歯の予防というものをこのフッ化物洗口だけに頼らず、歯磨きの励行やさまざまな形の中で歯の健康というものを考え合わせていけたらいいのかなというふうに思っております。

3点目に入ります。学校での歯科健診についてお伺いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、虫歯については自己管理ではありますが、学校における歯科健診において治療が必要だったというふうに認められた児童生徒に対し、受診勧奨やその結果の把握などは町としてはしているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 児童生徒に対しての受診勧奨や結果の把握についてであります。歯科健診に限らず学校管理下で実施いたしました健康診断の結果につきましては、各学校から保護者にお知らせをしているところであり、さらに受診が必要な場合は勧奨などを行っているところでもあります。さらに、歯科健診日当日に欠席した児童生徒がいた場合でも、後日学校歯科医の歯科医院で健診を受けることができる措置を講じているところでもあります。また、就学時健診の歯科健診終了後は、教育委員会から虫歯がなかった幼児に対しましても今後の歯のケアプランをかかりつけの歯科医と相談するように勧奨をしているところでもあります。

なお、歯科健診において治療等が必要になった児童生徒の受診結果、または治療結果の把握につきましては、翌年度の歯科健診で当該児童生徒の治療状況等を把握しているところでもあります。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 内科的な健診などは、きちんと病院にかかってくださいというような通知が行って、親が病院に連れて行ってその結果を学校に報告しますが、歯科健診にあつては、なかなかそういう歯を治療しましたよという報告を学校に上げる義務はないのかもしれないけれども、1年後の歯科健診まで1年という長い時間を治療したか、しないかがわからないままいるのはどうなのかなというふうに思います。子供たちの歯の健康を本当に考えるのであれば、義務はないのかもしれないけれども、学校保健において義務はないか

もしもありませんけれども、やはり受診して、なるべく虫歯をつくらない、そういうことも、勧奨しているのであればその最後のところでちゃんと歯を治しましたよという結果をつかんでおくことが必要なのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） この部分については、歯科健診をしっ放しということではなくて、各学校で歯科健診をした後には学校だより等で歯科医師のほうから虫歯だと、そういうふうになった歯については早急に治療するようというふうな勧奨もしてございますし、そういう面では保護者に虫歯の治療をお願いをしていると。そのことが自分の歯を守るのだということを経験だよりを通して周知をしているということでもあります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 私も含めてそうなのですけれども、歯というのはいよいよにならないと歯医者にかからないというのが現実的にあるのかなというふうに思います。例えば病気に限っていただければ、学校で指摘されたらすぐ病院も行くわけですけれども、なかなか歯というのはそういうふうにはなっていないのも現状なのかなというふうに思います。しかし、8020運動のように歯はとっても人間の健康には大事であります。本当に小さいときからの虫歯予防、さらなる勧奨を進めて、受診しましたというその後の結果も今後教育委員会にあっては検討していただき、子供たちの健康な歯を維持していくというところに努めていただきたいなというふうに考えます。最後にその答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） さきにも申し上げましたように自分の歯を保持して、将来にわたって自分の歯で食事を楽しむことは、健康で豊かな人生を送る上でとても大切なことだと思っております。一度虫歯になって歯を失うと、なくなった歯を取り戻すことはできません。ですので、子供のうちに歯を守り、歯を大切にすることが大切でありますので、学校や家庭、保護者と協力しながら、日ごろから家庭での歯磨きや適切な甘味摂取などの虫歯予防についての習慣づけとフッ化物洗口を組み合わせるということが効果的な虫歯予防であるというふうに言われております。こうした予防の取り組みが子供が将来にわたって歯は大切なものだという意識づけになり、最終的には議員がよく言っています国民健康保険医療費の抑制に期待されるということにつながるのかなというふうに思っておりますので、この辺につきましても、引き続き保護者に勧奨をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 以上で但木議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

9番。

○9番（三田真美君） それでは、私のほうから通告をしてありました一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、産業の振興対策のための各産業の連携強化についてござ

います。本町の第1次産業は、町長の行政報告のとおり、農業、漁業は安定した生産量と売り上げ額が達せられたところであります。また、林業においても町有林、民有林とも国の補助制度を活用しながら行っているとありましたが、林業の問題点は担い手の確保、育成も今後は支援をしていくことの必要性はあると思っております。

町内の商店では、お肉屋さん、お菓子屋さん、各店が独自に頑張っております。商店の頑張りについては、SNSの発達など通販での売り上げ、またふるさと納税の返戻品などの要因で各店売り上げのある要因だというふうに思っております。しかし、以前は農業、漁業、商業関係の青年部が連携して、それぞれの素材をコラボした佐呂間独自の食の開発を行ってまいりました。現在は、各団体が連携しての食のその取り組みの開発が滞っているように思っております。佐呂間でしか食べられない商品の開発を進めるため、これからの取り組みとしては各団体の青年部だけではなく、各団体の女性部、漁協女性部、農協女性部、商工会女性部など、各団体が連携した中で楽しく新しい食の探求を行っていく場の設定も必要だと思っております。これについては食だけではなく、これからの佐呂間にどんなものが必要で、町外からどういう人たちが呼べるかということも女性の視点からいろいろ考えるということもしていくこともできるものだと考えております。本町の観光の増加のためにもみんな連携し、来てよかったと思ってもらえるまちづくり、先日旧若里小学校跡で新しい取り組みをしております。事業主は町外の方ではございますけれども、佐呂間町にとっては雇用の機会も多少今後はあると考えますし、来年の4月より、春のオープンをしたいという事業主の話でありました。そういう意味でもそこの若里だけでとどまらずのではなく、やはり佐呂間町の市街地区にも観光客、町外の人たちが寄ってもらえるようなこれからのまちづくりのためにもお互いの各産業の連携強化を図っていくことが必要だと思います。これに対してやっぱり町としても各課連携し、どんなことができるだろうか、それとこういう団体が顔をそろえられるようなコーディネート役割をしていくということも必要だと思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 質問が大きく2つに分かれてきております。初めに、林業の部分について答弁をさせていただきます。

他の産業と同様に林業におきましても担い手の確保は課題となっているところでございますけれども、町内においては平成27年以降、造林や伐採などの作業に携わる事業者がなくなったために町独自の支援は今現在行っておりません。北海道全体での取り組みといたしましては、北海道造林協会が行う林業作業員の年末奨励金を支給する事業の掛金の負担などを行い、さらには30年には本町においてはこの制度に加入している事業者で働いている3名に対し奨励金が支給され、全道では1,752名、1人当たり平均8万円、総額で1億4,000万余りが支給されているものでございます。また、町有林を含めた民有林の事業につきましては、森林組合が請け負い、町内全体の事業量から実施時期などの調整をし、町外の事業者に行わせており、町有林事業の継続的な実施によって事業量が確保され、事業

体の経営安定化に寄与しているところであり、こうした部分も今後継続し、続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の産業の振興という大きな構想の質問でございますけれども、本町の基幹産業である農業、水産業における近年の経営状況は大変好調であり、生産額で農業は史上最高額を更新し、漁業についても計画を上回る水揚げを記録しているところでございます。町内の農協、漁協においては、それぞれ素材生産、これは系統で農協はホクレン、漁業は漁連のほうに安定的に販売し、全ての分を安定販売をしており、一部町内の加工業を利用した付加価値処理などに取り組み、販売増加を図っているものでございます。各組織の青年部につきましては、商工会青年部を含め積極的に支援を図っており、この部分については人的な交流事業を展開しておりますけれども、女性部についてはそれぞれの女性部内で同一業種内の交流を主に健康や食育、経営改善などの各業種内に特化した活動を展開しております。今後各女性部において町内各団体との交流について自主的な活動が模索されることを私自体も大いに期待をし、支援を考えたいというふうに考えております。これは、一つの今現在の活動している状況を報告させていただきました。

これからの分が三田議員の佐呂間に合った何か開発的なものをしてはどうかという部分でございますけれども、地場産品の商品開発については、町内外流通を含め食するまでには相当ハードルの高い事業内容になってございます。これは、全国的に食の安全性が強く求められ、特に加工体制の強化、食材の分析、安全性の表示等の義務がここ10年前から義務づけられております。これらをサポートする機関がオホーツクエリア3市14町1村農協、漁協、商工会議所、商工会等で組織する組織と管内の大学なり、農業、水産試験場が連携をするオホーツク地域振興機構がございまして、その中には製品開発、製品の流通の状況まで含めた相談窓口がございまして、私ども希望の相談があればこれまで紹介をし、組織化されたものが今現在佐呂間の中では谷川水産のサロマ湖産の干しノリ、すみやかっぱさんの佐呂間産の豚を活用したジンギスカンがオホーツクブランドに認証され、今販売をされているものでございます。先ほど言いましたようにこの食の安全というのは大変な部分がございます。先ほど言いましたようにこの食の安全というのは大変な部分がございます。町内で流通する食につきましても分析、さらには表示が義務づけされておるといようなことから、遅々として進まなかったのが実情でございます。これは何を意味するといえますと、人間が食をしたときに何か問題があれば大きな事件に発展をするというその表示を国全体が示したものでございます。町内の婦人部の団体の中では、あじな倶楽部、さらにはカボチャだんごクラブ等々が活発に展開をしていたところでございますけれども、このカボチャの部分もその分析、さらには素材、賞味期限、産地がどこでつくったかというものを表示する義務がございました。私自体もこの表示は町が全てを出しますよということに取り組んだところでございますけれども、いかんせん高齢というようなことと、加工場はしっかり地場産品開発研究センターで加工したところでございますけれども、活動自体の合理化等々で断念したと、こういう経過がございます。そういいながらも先ほども言いましたようにオホーツク地域振興機構の中にはコーディネーターも含めての人員がそろってご

ざいます。行政、農協、漁協の職員が頭をそろえるよりこちらのほうに相談をしに行き、新たな開発が求められるものということで、各企業のほうで何をつくりたい、漠然としてこういうものの部分で相談に来て困りますけれども、何をつくりたい、どういう目的でやるのだということをしっかり伝えていただければ、私どものほうからこちらの組織のほうに努めていくような形で努力をしたいと考えてございます。

なお、これらの内容につきましては、第5期佐呂間町総合計画審議会でも農業、漁業、商業それぞれの青年部や女性部、組合代表などが加わり、各種審議が進められております。その中でも観光振興や特産品開発について話し合われているところでございます。全体を含めてここの中にも中身を入れながら整理をしたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） ただいまいただいた答弁でございます。林業については、町外の業者さんがやっているというところであります。林業については、担い手不足と私も言いました。道から8万円という補助のことで、林業に携わっている人に支援をしていこうという北海道の姿勢もありました。この間新聞に置戸の取り組みが出ていました。林業の担い手は、道がもう全部をしょい込むことだけではなくて、その町、その町でもどういうふうにも林業の担い手を育てていくかということを考えていくところもやっぱり必要だと思います。そういう意味で、置戸の場合は工大生だったり、東京農大、大学生をターゲットにして林業の現場の見学会などを行っておりますが、佐呂間町も危険な場所ではなければ、例えば民有林、町有林にしても行けるところであれば高校生などを林業の現場に多少連れていってもらって、林業に対する認知度というか、こういう仕事もあるということ、林業って私も全部わかっているわけではないですが、なかなか携われることではないので、やはりそういう意味でも少しずつ森林に興味を持ってもらえるような人づくりのお手伝いを町ではできないのかなと。すぐにそれが業績にとか、いろんなものでつながるわけではないのかもしれないけれども、試験的に何かしら少しずつやっていくという方法もあるのではないかと林業については思っております。この点と、町長がおっしゃっていたように食品の開発については、オホーツク振興機構というのがあるということは、私も東京農大の創成塾に3年間通っております、何か開発をしたいなと思って勉強させてもらいましたが、とてつもなくハードルが高く、物をつくる大変さというのは私自身も感じておりますし、友達もいろんなことを模索しましたがけれども、商品にならないで終わったりとか、そういうこともたくさんありました。しかしながら、今すぐ何かつくれということではなく、この間高校生が地元の食を学ぶと道新に出ていたように、北海道のトップファームの佐呂間の牛、それからホタテ、そういういろんな意味で地元の食について学ぶ、こういう機会が高校生など若い子たちにはありますが、大人の私たちの主婦にとっても毎日の主婦の業務で忙しかったりしてなかなか考える暇はありませんが、それぞれ農協なら農協の団体で食の推進をするための女性部で取り組みもしているというふうにも聞いております。漁協女性部は忙しいところもあ

りますが、環境保全のためにいろんなことをやったり、植樹祭のときはホタテの稚貝の汁をつくって出してくれたり、いろんな協力は町のためにもしてもらっております。以前は女性連絡会議という女性団体が佐呂間町にありました。これについては、多分きっかけは男女平等参画の推進をしたいがための会議の場所だったとは思うのですけれども、そういう時代ではなくなりましたが、やはり漁業、農業、それから商業、それとこのときには自治会も入っていたのですけれども、そういう意味で食だけに特化することなく、やはり自分たちの問題を出しながら、いろんな解決策を練っていくというところでは、女性の視点というのは私すごく大事だと思っております。特に食については、何かしら少しずつ10年後にでもいろんな話し合いがあってももしかしたら一つの作品にはならないかもしれませんが、そういう場を、やっていける場を多少なりともこういうことをやったらどうだいという声かけみたいなものがやっぱり町の役割ではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 林業の部分につきまして、先ほど言いましたように町は4つ、5つあった林業の伐採なり、造林をする作業事業体が24年になくなってしまったということから、今森林組合の中では外部発注ということで、外部の事業が規模拡大をしながら大きくなってございます。そんな中で、高校生の体験等の話が出たわけでございますけれども、高校生の部分については建設業組合が年1回高校生に現場の体験等々もしていただいているということがございます。林業の部分については、作業日程いろんな部分がございます、達成できるかどうかはこれから協議をしてまいりたいというふうに思っておりますし、伐採の時期等が冬になる場合もございます。こんなことも含めて、ここは企画財政課の中で検討事項として取り組ませていただきたいというふうに思っております。

2点目の食材の部分でございますけれども、今農協の若妻会、さらに農協の婦人部、町内の各団体、これは食の部分ということで地場産品開発研究センターを大いに使いながら研究をしております。その中で、要するに特産物の開発ということではなくて、今自分らの中で与えられた材料の中でどのようなことができるかという研究を大いにさせていただいているものと私理解しております。漁業の方々にも、これは町のほうでそういう取り組みということではなくて、農協もそうですけれども、農協独自の中で婦人部の取り組みでやっている事業であります。行政のほうからこれやりなさい、やってみたらどうかということではなくて、組織の中でそういう開発的なものができればいいのかなというふうに思っているところでございますけれども、ご案内のとおり、町内の農業、漁業の全てが系統で販売をされてございます。系統で販売するということは、自分らで開発するとなったら、そこの系統のところから町内の商品から買ってきてものをやるということでございます。一部カボチャの部分は系統から外れた分を開発する、そういうこともあるのですけれども、私自体は食の改善、町内でよそから来たとしても佐呂間のよさは各家庭で大いに発揮していただいているものと思いますし、この家庭ではなくて町内で今業としてやっております食べ物、飲み

物も十分独自の開発を含めて活発にやられるというふうに思っていますし、よそから来たとしても佐呂間のよさは私は十分紹介もできると、こんな部分がございます。

もう一点、保健福祉課のほうで、食の部分で今担当窓口は保健福祉課でございますけれども、町内的に活動している部分について武田課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田温友君） 保健福祉課のほうで行っております食への取り組みのことについてご説明をさせていただきます。

食生活改善推進委員という団体を組織しておりまして、これは平成11年から始まっておりまして、ことしで20年目を迎えております。現在は14名の主婦の方が中心になりまして、町の管理栄養士が事務局となって一体的に進めているものでありますけれども、食はやはり命ということでもありますので、ぜひとも佐呂間町の恵まれた海の幸、山の幸を生かしたことをもっともっと地元を広めたいという気持ちを持っておりまして、活動としましては地元の食材を生かした料理づくりであったり、町内、町外に出向いた中での研修など研さんを進めております。この前の日曜日、15日になりますけれども、チラシに入っておりますので、議員の皆様もご承知のことかと思いますが、置戸町の学校給食をずっと進めておりました北海道の、北海道のというか、日本の学校給食の母と呼ばれております佐々木十美先生をお招きしまして、食育の講演会を開催しましたところ60名を超える参加者をいただきました。やはり今食に関する関心が高いなということを改めて私たちも身にしみたところであります。前段での説明の中でも農業、漁業の関係団体の推進という部分と、あとはこういった活動している食に関する食生活推進委員の活動とも連携をとりまして、もっともっと食は命という佐呂間町の持った特性というものをまずはやっぱり地元の人たちによく知っていただきまして、そこからそれが観光につながるような発展を目指して、活動の中でもこれからも推進していきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今保健福祉課長から答弁をいただきました。食生活推進委員さんがいろんなことをされているということは、話には聞いていましたし、講演会もやるということでありました。しかしながら、なかなか活動が表立って皆さんに知れ渡ることが少ない部分もあるのかなというふうなこともあり、一生懸命活動されている方には敬意を払っているところであります。

先ほど町長も言っていた5期の総合計画の中でもいろんな課題があつて、どういうふうに取り組んでいったらいいだろうということで、今食のことを話題にさせていただきましたが、やはり町外から人を入れ込むための政策というのは、今後佐呂間をもっと知ってもらう上では必要なのかなというふうに思っております。それについては、この間秩父別に行政視察調査とか行きました。こんな10億もかけて子供の遊び場をつくっている町もありますけれども、うちの町としては旭川や大きい都市が近くにあるわけではなく、なかなか町外

から人を呼ぶといっても、お金をかけるのではなくもっとソフト面で何かしら佐呂間らしいものをもって皆さんに町までお越しいただけるような、そういう取り組みを今後ともお手伝いいただけることを希望して、1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目であります。若里、富武士地区の保育所の送迎についてであります。若里、富武士の児童を常設保育所のほうへ今送迎をしておりますが、この間聞いたところによると現在利用数が少ないことから、今後はバスではなく違う方法でいくのではという町民より不安の声をいただいております。この一般質問を出したときは、その声をいただいていたのでありますが、土曜日にちょっと聞いたところによると、もう説明をもらったと。今後バスは出さないというふうに、説明会とか、あなたたちどうしたらいいでしょうとか、こういうふうに考えていますとかということではなく、きっちりそう言われましたというお話がありました。実際にバスをやめてしまって、では今後どうするのかということを中心に説明してこられたのか。今3人ぐらいしか乗っていないので、バスをやめるということでありましたが、今後については富武士、若里地区については結婚これからする子も話も聞いておりますし、今2人目ということでもありますので、1人目を育てながら、2人目が少し大きくなって、1人目も少し手が離れたら、また共働きとか、浜の事業に行きたいので、2人預けることになるので、なくなったら困るのですよという細かいお話もいただきました。そういうことも考えると、富武士の保育所を閉鎖して常設に通っているということでもありますので、そういうことの当時の約束をしたとかということかどうかはわかりませんが、やっぱりそういう意味の保育所を閉鎖したところの支援として送迎をいたしましよというふうなことではないのかなというふうな、私としてはそういう気持ちで何となく聞いておりました。令和2年からは、そういう意味ではどのような方策をとっていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 一般質問でございますので、若里、富武士地区の保育所の送迎について、12月13日に今利用している方々にお集まり願ひ、町の状況を含めてお話をさせていただきました。結論といたしましては、令和2年から独自で保育所に送っていただきたいと、こんな話をさせていただきました。前段はもう既に話が進んでございますので、ふれあいバスの状況から若干ご説明をさせていただきますと思います。

ふれあいバスにつきましては、平成22年10月から運行を開始し、9年が経過しております。住民の足として定着しているところでございます。運行につきましては、サロマ総合管理組合に委託をし、各企業より運転手を確保いただき、運行しているものでございますが、近年は運転手不足が課題となり、さらに運転手の休暇及び労働時間の改善が求められているところでございます。長時間労働につきましては、大きな社会問題であり、町が運行するバス事業においても労働基準法に抵触することは避けられない状況に今現状なっております。平日につきましては、スクールバスとしての学生の輸送、さらに住民の通院等のため減便できないことから、土曜、日曜日、祝日の運行についてはサロマ管理協同組合、佐呂間

中学校、佐呂間高校と協議、改善するという事で協議を進めさせていただきました。まず、町内路線つきましては、月曜日から土曜日まで、祝日については土曜日と同じく平日より1便少なく運行してはどうかということと、祝日は学校、病院とも休みであり、土曜日と比較しても利用者が少ないことから、次年度から運休とするという内容にさせていただきました。

次に、佐呂間中学校部活動に伴う町外遠征バスの運行についてであります。町外遠征バスについてはいこい号と町外線のバスを使用させていただきます。いこい号は、老人クラブ等の例会や寿大学の送迎など毎日の運行ではありませんが、町外線は月曜日から金曜日まで遠軽と北見を隔日運行し、土曜、日曜日、祝日は各部活動の大会や練習試合等で春から秋まで休みのない状況となっております。このため部活動遠征バスについては、次年度からは営業貸し切りバスを優先的に手配し、対応できない場合はこれまでどおり町有バスを運行することということでございます。

次に、佐呂間高校の部活下校バスについてでありますけれども、高校生の部活動や進路指導等のため町内線最終便の後、午後7時20分に3路線の運行を行ってございます。このバスについては、送迎後点検を了し、終業する時間はおおむね9時半前後となり、翌日6時半には登校便運行のため業務となります。管理協同組合からは、部活動バスの廃止、または隔日運行などの要請があるところでございますけれども、高校の存続問題等もあり、時間を早めることができないか高校と協議中でございます。現在も協議中ということでございますけれども、現状運転手の部分は町のほうで管理協同組合にお願いしております。町内路線6路線、町外線が遠軽、北見が1名、さらに網走線が1名、その網走線に富武士保育所の送迎を行ってございます。このほかいこい号等々は臨時職員で対応しているところでございますけれども、ご案内のとおり、労働時間の改正がことし4月完全施行されてございます。従来まで朝6時から最終便の町内のバスでございまして、6時半の帰ってくるまでの区間は私もお休みがあるわけですから、ここの中で十分休憩がとれるということに考えたところでございますけれども、全体の時間を勤務時間とするということも決定の労働時間の改正がなされるとともに、今企業の中でも工事発注のときは土曜日は完全に休息になるということですが、バスの運転手は土曜日の日まで勤務というような状況になってございます。これらの改善のために10月には小中学校の先生、さらにPTAの皆さんと懇談をさせていただき、町の考えをお伝えをし、了解までもいきませんが、こういう状況に至ったという形で説明をさせていただきました。12月に入りまして、初めに町議会の委員会でこの内容もお話をし、さらには12月6日には自治会長会議に町の方針をお伝えをさせていただき、おおむねの了解を得ました。これは、1つには町のバス関係は管内でも初めての取り組みということで、管内路線と町外線、これをしっかり守っていく、これが私の考えだということに共感をしていただき、祝日の減便これはもうやむを得ないという判断をいただいたところでございます。

こんな中、若里、富武士地区の送迎の部分ですけれども、三田議員もお話がありましたよ

うに若里と富武士のへき地保育所が18年の4月、これは学校の再編と同じでございますけれども、佐呂間保育所に幼稚園等含めた保育一元化の統合をした佐呂間保育所を建設するために18年の4月にこの2つのへき地保育所を閉所といたしました。あわせまして18年には、皆さんご承知のとおり、学校の再編も敢行させていただきました。この折、富武士、若里保育所の方々は、自力でなかよし会を結成し、民間バスで送迎を行うということで2年間運行をしていただいた。その折22年のふれあいバスの運行開始と同時に町内の方々から大きく要請がされたのが実情でございます。説明の中にもお話をさせていただきましたけれども、22年のこの設立のときには町内の企業を60歳で定年した後、バスの運行のほうに全部出しますよと。さらには、当時の設立のときには湧網線のバスの代替バスの運転手さんも入ってきていただき、現状保育所の送迎も可能という判断で導入をさせていただいたものでございます。以降この9年間の中で私も想定をしない事態が起こったわけでございます。働き方改革等々の部分で、町内の企業なり、建設企業なり、運転業務の運送業の運転手さんが集まりができないという部分と、もう一つは農業を含めて労働環境の変革と言えはおかしいのですけれども、TMRの設置、さらにコントラの運行等々で運送業の今まで潤沢にこのふれあいバスのほうに回していただいた運転手さんがそちらのほうに全て行ってしまったということで、農業のほうは365日ですから、こちらのほうに来た運転手がない。こういうことから、私ども当初の20年の設立、さらに22年に要請された部分は十分承知をした上で、改めて12月に私のほうから頭を下げながら、こういう情勢になったということも踏まえて説明をさせていただきました。

この折は、人が少ない、多いということではなくて、バスの運行が今の状況の中でできないという1点だけです。実際本当に運転手いません。この状況を打破するには1年、2年先のことではなくて、今の判断の中で私は決断させていただきましたという説明をさせていただいたところでございますけれども、いかんせんもう既に導入をして9年もたって安泰でございます。当時の状況を私自体も振り返ってみますと、閉所をして大変な状況になっているということも理解をいたしました。漁業が大変だということも承知の上で導入したところでございますけれども、反面私の頭の中には漁業ばかりではないでしょうと。酪農は365日大変で、栄、若佐の人方は全部自前で送迎していただいている。こういうことも説明の中でお願いをして、来る来年の4月からは運行を閉鎖したいというお話があったところでございますけれども、今12月の段階では最終結論に達して、地域のほうからは当時の設立、22年にお願ひした全員を呼んで説明をしてくれと。これから生まれてくる子供の親も含めての説明という会がこの12月25日に開催をされます。ここのときに最終的に私の決断を伝えたいというふうに思っております。今三田議員に説明をすれば全て筒抜けになってしまいますので、ここの部分はぜひ私にご理解をいただきたいというふうに思っております。

今お話ししましたように説明がないという質問、まさにそのとおりでございます。これまで町のほうでは小学校、中学校、PTA、さらに議会、自治会ということで、この保育所の

部分は何かこういう部分も含めてできないかということ想定をしながら、管理協同組合とも協議し、継続していたところでございますけれども、12月13日までの状況の中ではもう対応策がとれないということで話が延びてきたことも私のほうからも皆さんに理解をしていただいたものというふうに思っておりますけれども、何せ既得権益、今までやってきた部分でそれをなくすということは大変な部分ということで、その説明の責任から含めて今解決には至っていないことをお伝えし、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） ただいま働き方改革、運転手の不足ということで、大型免許を取るのに支援をしていきたいという町長の最初の話もありました。そういうことになのだろうなというふうに思っておりました。

今回の問題については、相当町民の中からは問題意識があり、そういう意味ではやっぱりきちんと説明をし、それに向けた行動を起こさなければいけないということもあると思います。私のほうからも、説明会を開くということでありました。ちっちゃい子供さん持っている方もたくさん私も知っていらっしやいますので、その点についても一緒にきちんと説明をしていただきたいと思います。それと同時にバスという、いつもバス、バスと言われますが、例えば今3人か4人しか利用していないのであれば、多分朝8時何分かまでに保育所着かなければいけないのでしょうから、佐呂間のタクシー、夢ふうせんになっております。今はタクシー会社も夢ふうせんでもありますので、そういうことで考えればジャンボタクシーか何かで朝ふれあいタクシーが行く前に一度そこを回ってくるという方法もあるのではないかと思います。そういういろんな方法を模索していくということも考えられると思いますが、端的にお答えください。お願いします。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 今回の端的に佐呂間ハイヤーの部分でというところではいきますとありません。佐呂間ハイヤーは、今小さい子供たちを送り迎えするために、まずは富丘のほうに出たりですとか幌岩のほうに出ていると。さらに、ジャンボタクシーをもともと使っていた路線も子供の数がちょっと、若佐方面なのですけれども、ふえていて、今町外線を使っているバスを使いながら、予備車です、予備車を使っているという状況があって、これだけ出すと運転手がないということになります。先ほどから言うように運転手がないという中から出てきて、我々ももちろんただそのままですよということではなくて、いろんな方策を管理協同組合と話した中で、なかなか車もなければ、運転してくれる方もいないということになりますので、そういったことになると。

それと、1点理解してほしいのは、栄保育所も統合しました。こういったところから今現在若佐にも酪農家の方々が毎朝奥さんなり、お父さんなり、おばあちゃんなり、おじいちゃんが保育所に送迎してくれていると。そういう現状を見たときに、それでは富武士、若里の方だけを送迎していいのかという問題もあって、我慢できるところはしてほし

いと。なお、その際には今出している長距離の通学の助成金ですか、こういったものも手当てしていきたいということも考えているということもありますので、これは既得権で先ほど町長言ったように一回出してもらったものを廃止するというのは、簡単に理解は得られるものではないだろうということもありますから、次回の説明会の中でももう一度そういったことを話ししながら、何とか理解を求めていくようにしていきたいと考えております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） この若里、富武地区の保育所の送迎については、これから説明をしていくということで、きちんと説明をお願いしたいと思います。

次に、ふれあいタクシーの運営ですが、ふれあいタクシーの利用状況にはさまざまな制限があります。デマンドタクシーですよ。今後利用者などの声を聞き、今までの運営で問題はないのかということ、多少時間がもうちょっとあいたほうが利便性がいいとかという声も聞いたりとかします。今後来年度2年度から同じような状況で運行を行っていくのか、また各地の利用状況を簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 簡単にお答えします。

何をという部分ですけれども、ふれあいタクシーにつきましては、平成20年10月のふれあいバス運行開始とあわせ、従来の高齢者定期バス無料乗車券交付事業として運行を始め、ことしで9年を経過してございます。ふれあいタクシーは、佐呂間市街から直線で2キロ以上離れた場所に住んでいる65歳以上の高齢者が月曜日から金曜日までの平日5日間、地域割により週1回利用ということで利用可能な送迎サービスを行っているものでございます。ふれあいタクシーを利用する場合は、事前に利用登録を行い、利用する日の前日に佐呂間ハイヤーに電話予約を行い、翌日この利用のハイヤーが8時25分に出発し、予約宅に巡回し、乗り合わせにより佐呂間市街地の希望する場所まで送迎するものでございます。帰りは11時50分にバスターミナルを出発し、予約者を順次乗車させ、自宅まで送り届けるものでございます。30年のふれあいタクシー実績では、運行数が211日、往復を2人とカウントする延べ人数は1,007人で、片道当たりの平均乗車人数は2.4人で、前年度比較すると延べで利用者は160人の減、1人当たりの人数について0.2人の減ということで、利用者が若干減少しておりますが、平成30年末の利用登録者数は112名で、前年度末より4名もふえているのが現状でございます。利用する登録者で割り振りした利用率は全体では10.7%で、浜佐呂間、幌岩、浪速を対象とした水曜日が15%と一番高く、栄方面を対象とした月曜日が6.8%で一番低い状況となっております。ふれあいタクシーの利用につきましては、週1回、さらに地域別に曜日が固定されていることから、一部の利用者からは利用拡大の要望が出されているのは事実でございます。週に数回、または午後の便の運行などの話もあるところでございますけれども、さきにお話ししたとおり、タクシーの業務も昨年経営が変わってしまったという部分と、あくまでもタクシーの部分はこのハイヤーばかりでなくて、自前のハイヤーの運行等々がございまして、ここも職員の数で足

りず、週1回の午前中の利用というところから、今現在壁があり、現状のままの運行体制となっていることをぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、身体機能が低下して外出に支障が出た場合には、外出支援サービス事業や介護輸送運賃助成事業による福祉車両による支援も可能でありますので、個別のご相談に応じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 以上で三田議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたしたいと思えます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時38分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第5号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、議案第5号 佐呂間町附属機関設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第5号をご説明申し上げます。

議案第5号 佐呂間町附属機関設置条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明申し上げます。佐呂間町附属機関設置条例の制定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正によりまして、特別職非常勤職員の任用の厳格化が図られ、その職につきましては地方公務員法第3条第3項に限定的に列挙されたところであります。そのうち執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員につきましては、同項第2号に規定する特別職非常勤職員となりますが、委員会委員及び附属機関の設置を定めた地方自治法第138条の4第3項並びに職務、組織を定めた同法第202条の3第1項の規定におきまして附属機関は条例で定めることが必要となっており、今回の法改正による現在の非常勤職員の実態把握を行う中で、設置根拠を規則あるいは規程としております9委員会について条例により制定することが必要なことから、一括して附属機関設置条例として制定するものであります。

制定の内容であります。まず第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めており、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づく必要な事項を定めることを規定しております。

第2条及び第3条につきましては、別表にて規定する附属機関を列挙するとともに所掌事務を規定しております。

第4条につきましては、委任規定となります。

また、附則第1項におきまして条例の施行日を公布の日とし、第2項の経過措置として既設機関の構成員につきましては、この条例の規定に基づき設置された委員とみなすとともに、任期の起算日を定めることを規定しております。

別表として、町長部局に属する7附属機関を上げるとともに、それぞれの所掌事務を、また同様に教育委員会に属する2附属機関についても規定するものであります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 佐呂間町附属機関設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、議案第6号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

別紙、佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表の朗読については省略させていただき、改正理由につきましてご説明いたします。今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、総務省からの印鑑登録証明事務処理要領の一部改正

通知に基づき改正するもので、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう所要の手續規定を整備するもので、本条例においては第2条の成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、第10条の後見開始の審判を受けたときを意思能力を有しない者となったときに改めます。さらに、第11条の記録が記載に改められ、磁気ディスク等の媒体に記録されているものを含むとされたことから改正するものです。片仮名の漢字表記につきましては、片仮名表記に改正するものです。

本条例は、公布の日から施行します。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第7号 佐呂間町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第7号をご説明申し上げます。

議案第7号 佐呂間町職員定数条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明を申し上げます。参考資料といたしまして議会説明資料、資料番号4で現行の佐呂間町定数条例別表を提出しております。まず、資料番号4によりまして現在の定数条例につきましてご説明申し上げます。第1項、町長の補助機関たる職員117名、第2項、議会の事務局に属する職員3名、第3項、教育委員会の所管に属する職員22名、第4項、農業委員会事務局に属する職員3名の合計で145名となっております、令和元年12月現在の在職者数につきましては109名と、条例定数と比較して36名の減となっております。令和2年4月1日から地方自治法と地方公務員法の一部改正により

会計年度任用職員が導入されますが、この制度導入に向けた洗い出しを行っていく中で、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても効果的、効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要とされており、そのため職の設定に当たりましては、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めることが必要であり、さらに地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心にするという原則を前提とすべきとされていることを踏まえ、本町における職の実態について検討を行ったところであります。その結果、現在は嘱託職員での配置を基本としております特別養護老人ホーム介護職、看護職、公務補、さらに保育士、図書館司書につきましてできる限り一般職で対応すべきとしたところであり、このことから正規職員としての配置数の増加が見込まれることで条例定数を改正するものであります。

議案の別紙、条例新旧対照表によりましてご説明申し上げます。第1項、町長の補助機関たる職員117名を139名に22名の増、内訳といたしまして第1号、町長の事務部局に属する職員95名を103名に8名の増、第2号、簡易水道事業に属する職員4名を3名に1名の減、第3号、下水道事業に属する職員3名を2名に1名の減、第4号、特別養護老人ホームに属する職員15名を31名に16名の増。第3項、教育委員会の所管に属する職員22名を21名に1名の減、内訳といたしまして第4号、体育施設に属する職員4名を3名に1名の減といたします。その結果、条例定数全体といたしましては、145名が21名増の166名となります。

なお、現在の定員適正化計画につきましては、本年度が最終年度となっておりますこと、本年度内には新たな計画を策定する予定となっておりますことから、これらを含め十分な精査を行いながら策定を進めてまいりたいと考えております。

また、現時点におきます明年4月1日現在の職員数の見込みにつきましては、減員要素といたしまして定年退職による者4名、勸奨退職による者2名、自己都合退職による者2名の8名の減、増員要素といたしまして新規採用の一般事務職員3名、保育士9名、介護職12名、看護職2名、公務補1名、図書館司書1名、再任用職員11名、任期つき職員2名の41名の増員となります。したがって、12月現在の在職者数が109名でありますから、退職者8名の減、採用者41名の増で、全体といたしましては142名となる見込みであります。また、今回改正いたします定数条例166名に対し、明年4月現在の職員数の見込みとの比較では、在職見込みが24名の減となります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 佐呂間町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第8号をご説明申し上げます。

議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条の規定による成年被後見人等に係る欠格条項の削除等を行うための成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことを受けまして、地方公務員法第16条第1項の成年被後見人、または被保佐人の規定が削除されることとなったことから、条例第5条第1項の条項の引用部分の改正が必要となったものであります。

議案別紙の条例新旧対照表によりましてご説明申し上げます。本条例第5条は、失職の例外規定を定めた条文でありまして、第1項の条文中、地方公務員法の改正により引用条文が繰り上がったことから、法第16条第2号を法第16条第1号に改めるものであります。引用している条文の内容といたしましては、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでのものとする条文となります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号ないし日程第12 議案第13号

○議長(吉野正剛君) 日程第9、議案第9号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第10号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第13号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) 議案第9号から議案第11号までと議案第13号は、関連がございますので、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第9号からご説明申し上げます。議案第9号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第10号をご説明申し上げます。議案第10号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第11号をご説明申し上げます。議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第13号をご説明いたします。議案第13号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

提案理由につきましてご説明申し上げます。今回の報酬条例並びに給与条例の改正につきましては、主に人事院勧告に基づく所要の改正となります。給与条例関係につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき令和元年11月15日に国家公務員の給与法改正案が可決、成立いたしましたことから、国の対応に準じた改正を行うものであります。

条例改正の参考資料といたしまして、定例会議案説明資料、資料番号5で令和元年度給与勧告骨子を提出しておりますので、最初に給与勧告骨子によりましてご説明を申し上げます。

す。人事院は、民間と公務員の本年4月分給与額と昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスの民間の支給実績と公務の年間支給月数の調査を行ったところであり、その内容といたしましては、資料番号5の裏面、2、給与改正の内容と考え方に記載のとおり、

(1)、俸給表では公務員給与が民間給与を上回る較差を埋めるため月例給の水準の引き上げで、内容的には平均改定率0.1%、大卒者に係る初任給1,500円、高卒者に係る初任給2,000円の引き上げ改定となっております。

(2)、住居手当につきましては、公務員宿舍使用料の上昇、さらには民間の状況等を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万2,000円を1万6,000円に、さらに手当の上限を1,000円引き上げ2万7,000円を2万8,000円とする内容で、今回の改正により手当額が2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間所要の経過措置を設けるものであります。

次に、ボーナスであります、期末、勤勉手当につきましては国家公務員月数4.45月に対し、民間の支給月数4.51月のため、民間の支給割合に見合うよう0.05月分を引き上げ4.50月とし、勤務実態に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分することとされました。

これらの勧告内容に基づく本町の対応といたしまして、職員等の給与、勤勉手当、住居手当ともに国に準じた改定を行うものであります。

各条例の改正内容であります、今回の改正は施行日の違いで同じ箇所を2度改正するため、施行期日により第1条、第2条と条立てで改正を行うものであります。

それでは、議案別紙の新旧対照表でご説明申し上げます。まず、議案第9号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定であります、第1条関係では第5条第2項の現行支給率につきましては、6月支給分、12月支給分ともに100分の222.5となっておりますが、今回の改正では既に支給されました6月分の支給率と異なることから、改正では6月に支給する場合には100分の222.5を、12月に支給する場合には100分の227.5と12月支給率を100分の5引き上げるものであります。本改正によりまして、既に支給済みの6月分と合わせ、年間支給率100分の445を100分の450とするものであります。

第2条関係では、令和2年度以降の分として、第1条で改正の6月支給の期末手当100分の222.5を100分の2.5引き上げ、12月支給の期末手当100分の227.5を100分の2.5引き下げ、6月、12月ともに支給率を100分の225といたします。本改正によりまして、6月、12月支給分を合わせた年間支給率100分の450には変更はございません。

次に、附則の関係になりますが、まず附則第1条第1項で、この条例につきましては公布の日から施行することといたしますが、ただし書きで第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

また、第2項では、第1条関係の改正規定につきましては、令和元年12月1日から遡及

し適用することとしております。

次に、附則第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす規定を設けております。

次に、議案第10号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、ただいまご説明申し上げました佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様の改正内容となります。

第1条関係では、第3条の2第2項の現行支給率につきましては、6月支給分、12月支給分ともに100分の222.5となっておりますが、今回の改正では既に支給されました6月分の支給率と異なることから、改正では6月に支給する場合には100分の222.5を、12月に支給する場合には100分の227.5と12月支給率を100分の5引き上げるものであります。本改正によりまして、既に支給済みの6月分と合わせ、年間支給率100分の445を100分の450とするものであります。

第2条関係では、令和2年度以降の分として、第1条で改正の6月支給の期末手当100分の222.5を100分の2.5引き上げ、12月支給の期末手当100分の227.5を100分の2.5引き下げ、6月、12月ともに支給率を100分の225といたします。本改正によりまして、6月、12月支給分を合わせた年間支給率100分の450に変更はございません。

次に、附則の関係になりますが、まず附則第1条第1項で、この条例につきましては公布の日から施行することとしておりますが、ただし書きで第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

また、第2項では、第1条関係の改正規定につきましては、令和元年12月1日から遡及し適用することとしております。

次に、附則第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす規定を設けております。

次に、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容といたしましては勤勉手当、住居手当、給料表の改正でありまして、本条例改正につきましても施行日の違いで同じ箇所を2度改正するため、施行期日により第1条、第2条と条立てで改正を行うものであります。

まず、第1条関係の改正であります。第15条の2第2項第1号中、一般職の勤勉手当の支給率につきましては、6月支給分、12月支給分ともに100分の92.5となっておりますが、今回の改正により既に支給された6月分の支給率と異なることから、改正では6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5と12月支給率を100分の5引き上げるものであります。本改正によりまして、期末、勤勉を合わせました6月支給率100分の222.5はそのまま、12月支給率を100分

の227.5とし、年間の合計支給率100分の445を100分の450へと引き上げる改正を行います。

次に、給料月額を引き上げにつきましては、第3条第1項の別表第1の給料表を平均で0.1%引き上げる給料表の改正を行います。なお、この給料表の改正につきましては、平成31年4月1日から遡及し適用するものであります。

続きまして、第2条関係の改正では、まず第9条の4、住居手当の改正で、住居手当支給の下限額1万2,000円を4,000円引き上げ1万6,000円に、括弧書きで佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第12号)第2条第1号に規定する町営住宅を貸付され使用料を支払っている職員、その他町長が別に定める職員を除くとあるのを職員を居住させるため町が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除くに改め、家賃の差額が1万1,000円を超える場合の2分の1の限度額1万6,000円を1,000円引き上げ1万7,000円にすることにより、手当の上限額2万7,000円を2万8,000円とするものであります。

次に、第15条の2の改正につきましては、先ほどの第1条関係の令和元年12月分の改正を含め、令和2年度以降に向けての改正といたしまして、6月支給の勤勉手当100分の92.5を100分の2.5引き上げ、12月支給の勤勉手当100分の97.5を100分の2.5引き下げ、6月、12月ともに支給率を100分の95といたします。本改正によりまして、6月、12月支給分を合わせた期末、勤勉手当の年間支給率100分の450に変更はございません。

次に、附則の関係になりますが、まず附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、ただし書きで第2条及び附則第3条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

また、第2項で第1条関係の改正につきましては、平成31年4月1日から遡及し適用することとしております。

次に、附則第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす規定を設けております。

附則第3条につきましては、住居手当に関する経過措置でありまして、改正前の給与条例の規定による手当額と改正後の給与条例の規定による手当額との差が2,000円を超える場合には、令和3年3月31日までの間につきましては旧条例の規定で算定した手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給するものといたします。

また、第2項では、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定いたします。

附則第4条につきましては、規則への委任条項となります。

また、これらの条例改正には含まれておりませんが、嘱託職員につきましても改正を行う予定としております。

人事院勧告に基づくこれらの改正によりまして、給与におきましては一般職、嘱託職員 143名、当初予算ベースで給料 132万円の増、期末、勤勉手当につきましては特別職、一般職、嘱託職員 156名分、当初予算ベースで 293万円の増、合わせて 425万円程度の増額となりますが、今回の補正予算につきましては、他の人件費を含めて補正対応をさせていただきます。

続きまして、議案第 13号の説明をさせていただきます。議案第 13号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。条例につきましては、本年9月開会の第3回定例会におきまして議決をいただいた条例で、施行期日は令和2年4月1日となっております。

改正内容といたしましては、条例第3条で規定をしております別表第1の給料表につきましては、職員の給与に関する条例別表の給料表1、2級を用いておりますことから、今回の人事院勧告により改正となった職員の給与に関する条例の別表同様に改正を行うものであります。

次に、第3条第4項から第7項までの規定につきましては、今回の給与勧告によるものではありませんが、外国語指導助手、臨時教職員、特別養護老人ホームの管理栄養士として勤務する職員で任命権者が別に定めるとした規定であります。本条文を給料表の適用を受ける職員と明確に区分するため、新たに第18条で外国語指導助手等の給与として条を起し、以降の条を繰り下げる改正を行うものであります。

また、第3条第5項で臨時教職員について規定をしておりますが、これらにつきましては会計年度任用職員としてではなく、今後関係条例を制定し、一般職の任期つき職員として採用することとして条文を削除するものであります。

なお、一般職の任期つき職員に関する条例につきましては、明年第1回定例会においてご審議をいただきたいと考えております。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。

議案第9号から議案第11号及び議案第13号を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りをします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（吉野正剛君） 日程第13、議案第12号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第12号をご説明申し上げます。

議案第12号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明申し上げます。本条例につきましては、本年9月開会の第3回定例会におきまして議決をいただいた条例でありまして、施行期日は令和2年1月1日となっております。今回の改正につきましては、条例第3条で規定した報酬の額のうち時間額の上限設定について改正が必要となりましたことから、令和2年度からの制度適用に向け改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第3条で規定いたします時間額に対する上限設定でありまして、現行では2,500円の範囲内としておりますが、これを2,800円の範囲内とするものであります。この設定額の引き上げ改正に係る理由といたしましては、令和2年度における若佐小学校への複式解消教員の配置に伴うものでありまして、週3日、1日6時間程度の時間講師を第1号会計年度任用職員として任用する予定となりましたが、報酬単価につきましては北海道の時間講師単価での設定となりますことから、現行条例の時間額報酬範囲を超えるため、同単価を使用する場合であっても範囲内となるよう現行2,500円の範囲内を300円引き上げ、2,800円の範囲内とするものであります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（吉野正剛君） 日程第14、議案第14号 オホーツク町村公平委員会規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第14号をご説明申し上げます。

議案第14号 オホーツク町村公平委員会規約の一部変更について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明申し上げます。オホーツク町村公平委員会は、地方自治法の規定により、普通地方公共団体には職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講じるため公平委員会を置かなければならないとされており、さらに地方自治法の規定により共同して設置することができるとされております。オホーツク町村公平委員会につきましては、13町村4組合で共同で設置しているところでありますが、令和元年7月に不利益処分についての審査請求があったことから、その事務に係る決裁及び決定等に伴う事務処理に必要となる人員を確保するため、令和2年1月1日をもってオホーツク町村公平委員会事務職員の定数を2人から4人以内に変更いたしたく構成町村議会の議決を求められましたので、規約の変更としてご提案申し上げるものであります。

なお、議会説明資料、資料番号6でオホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約新旧対照表を提出しておりますので、後ほどご照覧くださいようお願い申し上げます。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 オホーツク町村公平委員会規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正剛君） 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員